

第80回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第4日)

平成30年3月15日(木曜日)

出席議員 (12名)			2番	千 種 和 英
	3番	小 林 裕 和	4番	廣 利 一 志
	5番	竹 内 日 出 夫	6番	石 堂 基
	7番	岡 本 義 次	8番	金 谷 英 志
	9番	山 本 幹 雄		
	11番	石 黒 永 剛	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	岡 本 安 夫
欠席議員 (2名)	1番	加 古 原 瑞 樹	10番	矢 内 作 夫
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎文昭	書記	鎌田康正
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	平田秀三	総務課長	森下守
	企画防災課長	久保正彦	税務課長	安東文裕
	住民課長	敏蔭高弘	健康福祉課長	大永克司
	高年介護課長	藤木卓	農林振興課長	加藤逸生
	商工観光課長	中石嘉勝	建設課長	横山重明
	上下水道課長	森田善章	上月支所長	和田始
	南光支所長	阿山安秀	三日月支所長	船引和範
	会計課長	高見寛治	教育課長	谷口俊廣
	生涯学習課長	服部憲靖		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

日程第1．一般質問

午前10時00分 開議

議長（岡本安夫君） おはようございます。

昨日に引き続きまして、おそろいでご出席を賜り、まことに御苦労さまです。

今、平昌では、パラリンピックが行われておりますが、2月には日本人選手大活躍しまして、今でもパラリンピックの選手が大活躍しております。

昨日、村岡選手が4個目のメダルをとった。しかも金メダルをとったというニュースがありました。

それと、ノルディックで新田選手、8年ぶりの銀メダルということなんですけれども、ご存じの方もいらっしゃると思いますけれども、新田選手というのは、お隣の西栗倉村出身ということで、近くの選手が、ああいう大きな大会で活躍してくれるということは、本当にうれしく思います。

それは、さておきまして、本日もよろしく願いいたします。

それでは、座って失礼します。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、矢内議員より入院治療のため、加古原議員は病氣療養のため欠席届が提出され、受理しています。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守していただき、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

直ちに日程に入ります。

日程第1．一般質問

議長（岡本安夫君） 日程第1は、昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次議長より指名します。

まず、4番、廣利一志君の発言を許可します。

〔4番 廣利一志君 登壇〕

4番（廣利一志君） 皆様、おはようございます。

本日は、2つの質問をさせていただきます。

この席より新年度の空き家対策はということで、町長、担当課長の見解をお聞きしていきたいというふうに思います。

空き家の問題は、全国的な課題であり、さまざまな取り組みがされ、本町においても危険廃屋、利活用可能な空き家の両方に対する施策が取られ、少しずつ成果が出始めていると評価いたします。

それらをさらに進めることが期待されていますが、そのことに対する町長の見解を問います。

まず、①点目、空き家の実態調査については、新年度も予定されているのかどうか。あるいは、されているとしたら、いつごろ、どのような形で行われるのか。

②点目、空き家問題に対して、自治会長の協力が不可欠だというふうに思いますが、町長の見解をお尋ねします。

③点目、危険廃屋の現状について、撤去要請の自治会等の要望の状況と対策結果はどうなっているのか。また、所有者への連絡、撤去費用、意思確認などについて課題をどう理解されているのか。

④点目、利活用可能な空き家、特に古民家は魅力ある物件ではありますが、朽ち果ててしまいそうになっている現状も片方あります。武家屋敷、カヤぶきの古民家などに対して保存、維持管理に対して積極的な対策を取る必要があるというふうに思いますが、見解はいかがでしょう。

⑤点目、移住・定住希望者が空き家を利用するケースが増えていますが、それをさらに進めるために体制を強化する考えはいかがでしょう。空き家バンクなどを使って移住希望者が見学会に参加され、実際に移住されていることに対する町長の評価について、お尋ねをいたします。

以上、この席からの質問といたします。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 改めて、おはようございます。本日も昨日に引き続いて、4名の議員からの一般質問、予定をされております。それぞれ、精一杯、いろいろと議論し、お答えをさせていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

まず、最初の廣利議員からのご質問にお答えさせていただきます。

空き家対策についてのご質問でございますが、まず①点目の新年度に予定の空き家の実態調査は、いつごろ、どのように行われるのかということについてでございますが、この調査につきましては、実態調査、一昨年、平成28年5月の自治会長会で調査をお願いをいたしまして、取りまとめたところであります。その時にご報告いただいた空き家の軒数737軒で、うち利活用可能空き家が456軒、割合で約6割が、まだ、利活用が可能な空き家であるということでございました。また、あわせて、集落として空き家の利活用に取り組む意思があるかないかの調査では、約3割の自治会から取り組む意思があるとの回答をいただいております。これを受けまして、定住対策室では取り組む意思があると答えられた自治会の空き家を中心に所有者の方へ連絡をして、空き家バンクの登録を勧めてまいりました。新年度に、新たな調査を実施する予定はございませんが、空き家バンクの物件数も不足してきておりますので、また、5月の自治会長会で再度、空き家利活用への取り組みと物件情報の提供をお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

次に、②点目の空き家問題に対して、自治会の協力が不可欠だと思うが、見解はということではありますが、それは、もう当然のことです。ご指摘のとおり、危険空き家をつくらないためにも、また、利活用可能空き家を利用して移住者を受け入れるにいたしても、自治会長さんをはじめ地域の合意形成が重要であるというふうに認識をいたしております。

平成29年度におきましては、県の空き家活用モデル事業を西徳久自治会で実施をさせていただいており、地域ぐるみで空き家問題を考えていただいておりますが、こうした活動がモデルとなり、全町的な取り組みへと発展することを期待をしているところでございます。

次に、③点目の危険空き家の現状について、撤去要請の自治会等の要望の状況と対策結

果はどうなっているかということについてでございますが、危険空き家の除去等の管理は、所有者が行うことが原則でございますが、地域に迷惑をかけていても所有者が何も対応しない場合など、町で所有者を調べ適正に管理をしていただくよう助言・指導に努めており、防災上の観点から、住民の方の危険を回避するために危険度合いに応じて、応急措置等の修繕から除却まで幅広い指導を行っております。

平成 25 年度から平成 30 年 3 月 1 日までにおいて、自治会等からの除却等の相談件数は 67 件ありまして、平成 28 年度と平成 29 年度のこの 2 年間で、除却を 18 件、また、修繕 3 件、草木の管理 9 件等を実施をし、51 件が一応対策を行い解決をいたしております。未解決については 16 件あり、30 年度中に除却予定が、この中で 2 件、協議中が 2 件ございます。残りの 12 件につきましては、助言・指導中が 8 件、所有者が行方不明や相続放棄が 4 件ございます。対応困難な案件につきましては、現在、法的な問題については弁護士等にも対策を相談しているところでございます。

また、所有者への連絡、撤去費用、意思確認などについて課題をどう理解をしているかということでございますが、平成 27 年 5 月 26 日に、空き家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行されたことを受けまして、平成 28 年 4 月 1 日から佐用町老朽危険空き家等の適正管理に関する要綱、佐用町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱及び佐用町自主防災組織活動補助金交付要綱を施行をいたしておりますので、この要綱に基づき、危険空き家の相談を受けた場合に、現地の調査を行った後、危険空き家に該当する場合は、相談者や自治会に情報の提供をお願いするとともに、税務情報、戸籍や住民票から所有者を把握しております。なお、所有者が亡くなられている場合などにおいては、相続人に連絡させていただいております。

所有者もしくは対応していただける方と連絡が取れる場合には、今後の対応について電話等で協議をして、現地確認に応じていただける方には、自治会役員にもお願いをいたしまして、企画防災課職員とともに現地の状況確認を行い、今後の対応を協議しております。

なお、危険空き家の状況は、年 2 回程度庁舎内会議、危険空き家部会で報告をして、特定空家の認定を受けるとともに、対応困難な事例については、今後の対応を協議いたしております。さらに法的に困難な事例につきましては、弁護士にも相談もいたしております。

特定空家に認定された場合には、国県の老朽危険空き家除却支援事業補助金申請を説明をいたしております。国県の補助事業として採択をされたこれまでの件数は、平成 28 年度に 1 件、平成 29 年度 3 件となっております。

また、特定空家に認定されない場合でも、自主防災組織が除却等行なっていただける場合には、自主防災組織活動補助金を活用させていただいて、町単独事業といたしまして、平成 28 年度には 2 件、平成 29 年度には 1 件、それぞれ対応をいたしております。

次に、④点目の古民家等の魅力ある物件の保存、また、維持管理に対する積極的な対策への見解ということでございますが、本町におきましては、昭和 58 年に平福の良好な歴史的環境の保全に資することを目的として歴史的環境保存条例を制定をし、以来、景観ガイドライン等に沿った修景に対しまして指導と助成を行ってきたところであり、地域の方々の熱意や協力によりまして、全て完全とまでは当然いかないまでも、平福においては比較的良好的な景観が、現在におきましても一定程度保たれているというふうに考えております。

また、県の登録文化財及び景観形成重要建造物であり、平福の中でも特に重要な歴史的景観を形成をしている旧瓜生原家住宅につきましては、老朽化に加えて平成 21 年の水害を受けたこともあり、所有者から寄附を受けた上で相当な事業費をかけて改修工事を行い、現在は「お休み処瓜生原」として地域の方が運営をされているところであります。

ご指摘のとおり、古民家等の魅力ある物件は、平福地域に限らず町内に多数存在するこ

とは承知をしておりますけれども、その全てに対して行政主体で対策を行っていくことは、これは、なかなか財政的にも難しいと言わざるを得ません。

物件そのものの重要性のみならず、周辺環境がその物件を活用するに値するかどうか。また、所有者及び地域の意向はどうか、また、どのように誰が活用するのか、また、その財源はどうするのかなど、総合的な状況を十分に勘案しながら、それぞれの物件について、検討をして対応をしていかなければならないというふうに思います。

最後に、⑤点目の移住・定住希望者が空き家を活用するケースが増えているが、それをさらに進めるための体制を強化する考えについて。また、空き家バンクなどを使っての移住希望者が見学会に参加をされて、実際に移住されていることに対する町長の評価ということについてでございますが、職員体制につきましては、平成 28 年度から専任職員と専門員及び地域おこし協力隊を配置して、定住対策に取り組んでまいっております。その結果、空き家バンクによる物件の成約数は、平成 28 年度が 9 軒、平成 29 年度が 13 軒で、空き家バンクを利用した移住者も 16 世帯となっております。また、町内の移住を進める NPO 団体でつくる移住促進協議会にも毎月参加をして、移住希望者の情報交換や空き家の情報共有、移住に向けた意見交換等を行うなど、移住促進に向けた取り組みを行っているところでございます。今後も、こうした協議会との連携も深めることによりまして体制の強化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、空き家バンクの見学会についてでございますが、空き家のご案内につきましては、商工会鹿青年部に事業委託をしている滞在型体験事業、通称「佐用にきて一な」と、西播磨暮らしサポートセンターが実施をするバスツアー及び定住対策室で個別にご案内をするという 3 つのパターンがございます。いずれにいたしましても、空き家物件だけでなく佐用町の地形、地理的な状況、気候、公共施設、交通網、商業施設などについてもご案内をして、移住後の生活をイメージしていただくよう配慮をいたしております。また、「佐用にきて一な」では、先輩移住者の体験談などで交流も深めまして、まずは佐用町を知っていただき、町に親しみを持っていただくように取り組んでいただいているところでございます。

また、希望する物件については、集落の決まりごとや行事など、集落に入るための心得を自治会長さんから詳しく聞き取り、移住希望者の方へご案内しているところでございます。

以上、ご質問に対するこの場の答弁とさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） 私も十数年空き家の問題、古民家の問題、移住定住の問題にかかわりまして、取り組んでまいりました。

この平成 28 年、平成 29 年の実績を、先ほど、町長が言われましたように 9 軒と 10 軒、空き家バンクを使っての移住というのが、実績としてあるということで、私は、私のその十数年の中で、この 2 年間の成果というのは、今までになかった成果だった。これ私は、大いに評価したいというふうに思います。

それは、本当に専任職員を置いたということが大きいと思いますし、定住対策チームの、本当にチームとしての工夫と頑張りが、やっぱり結果として出たのではないかなというふうに思いますし、チームの皆さんには、本当に敬意を表したいなというふうに思います。

で、まず、そのことを踏まえながら、新年度は、やっぱり、さらなる成果ということが、実は問われているのではないかな。

もう1つは、スピード感というところが、実は問われているのではないかなというふうに思います。

そういう観点から再質問をさせていただきます。

まず、町長にお伺いしますけれども、空き家、古民家について資産であるという考え方と、それから負債であるという考え方がありますけれども、現時点、どうのお気持ち、お考えでしょうか。いかがでしょう。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それは、やはり、その空き家の状況によって、非常に負担のかかる負の資産であるという部分もありますし、また、有効に活用できれば、それは、大きな価値のある資産ということになりますので、どちらだというふうに限定はできません。

ただ、建物、こういう建造物というものも耐用年数というのがあります。ですから、いつまでも古いものもいいから、いつまでも、それは、そのまま残れるかという、やはり、これは人間がつくったもの、全てのものですけれども、なかなか、そのまま残していくということは、これは物理的にも不可能なところがあります。

ただ、木造であれ、ほかの構造物でもあるんですけれども、特に木造のような建物というのは、手入れをきちっとしていけば、相当の耐久性というものが保たれて、長く使うことができるわけで、ただ、どれだけの、やはりそうした維持管理をするために、さらに建物の保全、修理、そうしたのに対しての経費をかけていくかと、それに見合う、やっぱり活用、利活用ができなければ、これは、なかなか、その建物を、ただ単に残すだけという形では、文化財として、価値あるものとして、ずっと文化財的に残すものとは、また、一般的に人が住む住まいというのは違いますので、そういう考え方、観点から、非常に住宅というのは、本当に維持管理していくというのは、難しい問題だというふうに、私は認識いたしております。

[廣利君 挙手]

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4番（廣利一志君） 私は、この空き家の問題、古民家の問題、移住の問題、平成27年9月から5回ほど、この一般質問で取り上げをさせていただきました、対応というところについて見解を聞いてまいったわけですがけれども、先ほども触れましたように、平成28年、大きく対応する組織強化するという。専任職員を置くというところが、ひとつ大きなきっかけになったのではないかなというふうに思うんですけれども、まず、その以前と、その後、この空き家の問題、古民家の問題、あるいは移住の問題に関して、町長の見解というか、お気持ちというか、そのところの変化というのは、何かりますでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵途典章君）　　こうした空き家がどんどん増えていくという状況は、それはもう、かなり以前から進んできた状況なんですけれども、このことは、やはり国としても、非常に放置できない状況になっている。これは1つは人口減少が、これからさらに急激に進んでいくという中で、このいろんな地域の人口減少が進む中で、そうした防災の面、また、環境の面からも、全国に、この空き家、また、それが放置されたままで、非常に、そういう環境というものが、また、さらに地域の荒廃を招いていると。

そういう対策について、国としても何とかこれに対する何らかの対策をしなきゃいけないというのが、こうした法律がつくられました。

それも含めて、1つのそれを契機として、やはり1つは、この除却なり、それを対策するための費用、財源というものが、ある程度、最低限国が法律の中で対応しましょうというものが出てきて、それを受けて、町としても、そういった条例を制定をし、また、町独自に、また、対策をしていくというような、こういう形で進めてきたということがあります。

ただ、先ほど言われたように、ただ、除却をするだけじゃなくって、資産として、これも使うという、それまで、活用していくということ、その方向も両方でいかないと、やらないと、非常に大きな損失にもなるし、それを活用することによって、さらに人口の減少を緩和したり、また、地域に新しい人材を、活力を導入すると、そういうことも行政全体として、行政の幅広い取り組みとして、この空き家の問題を中心に考えるということで、ああした定住対策室に専任職員を配置もして、取り組んでいくという方向を打ち出したというところですよ。

それに対して、やはり職員においても、やはり専任として、そういう問題に専門的に取り組むことによって、やはり取り組みの、それぞれの職員の考え方というものも、取り組む職員においても考え方も、取り組み方も、やはり積極的に、また、継続的に取り組んできた結果が、そうした成果に、やっぱり結びついて来ているということ、このことは、今、議員からも評価いただいたところであり、私も、そういう形じゃないと、なかなか兼務で対応、担当してやっているだけでは、十分な取り組みは、なかなかできないだろうなという感じはしております。

だから、そういう意味では、今後も、なかなか人を、どんどんと増やしてというまではいきませんが、こうした今、当面、さらにこういう空き家が増えていく状況、人口が減っていて、その中で、この対策というのは、さらに、その必要性と言うのが増してくるという中で、少なくとも、この体制の中で、職員に取り組んでもらえるような、そういう方向で、私は進めていきたいと考えております。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君）　　廣利議員。

4番（廣利一志君）　　やはり専任職員を置く、組織を強化していくというところが、大きなエポックメイキングというか、そういうところになるのではないかな。だから、そこは、私は胸を張っていただいているのではないかなというふうに思います。

それで、もっとそれは、昨日の一般質問の中でも出ておりましたけれども、定住対策室、2階にありまして、廊下に不動産情報じゃないんかなという掲示があるという話が出ておりましたけれども、やっぱり工夫をし、結果が出ていると。

それで、先ほどの9軒、13軒という実績以外に、空き家バンクを使わない移住の方も、

実際、これ以上の方が見えているわけですね。だから、波及効果というところから出ていると。それで、その定住対策チームの工夫というところでは、ほかの自治体から参考にしたいとか、あるいは、他県に出て行って、相談会で佐用町の PR をすると。あるいは、取り組み事例を報告するということがあるというふうに、あったというふうに聞いておりますので、そこは、もっと PR をすべきだし、もっと商工観光課長しゃべってほしいと思うんですけど、いかがでしょうか。そのあたりは。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 佐用町の紹介ですとか、そういったものについては、平成 28 年度に町が紹介するようなプロモーションビデオですとか、そういったものも作成をし、大阪のほうで数回、開催されています移住の相談会のほうにも、毎回出席をして、PR なり移住の相談を受けているところがございます。

ですので、これからも、そういったことを続けていって、移住の促進のほうを図っていききたいというふうに考えております、

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） 実績ですので、もっと元気よくしゃべって、皆さんに聞いていただいた方がいいと思いますので。

実際に、例えば、我々が使えない危険廃屋と判断していた、例えば、100 年超の古民家、大体古民家の基準って難しいんですけども 80 年と、築後 80 年経ったのを、一応古民家と。そうした場合に、100 年超経った物件についても、再生をさせていくと。魅力ある物件という形の取り組みが、何軒も、そういう形の取り組みがされ、利活用されているという状況があります。

それで、その意味で、私は、資産、負債というところからすると、なかなか確かに、単純にはいきませんが、私は資産という立場をとっております、その古民家が群として佐用町には、まだあるというところで、今、手を加えないと、やっぱり朽ち果ててしまうというところがありますので、これを、どう使っていくかというところが、今、問われているのではないかなというふうに思います。

それで、町長の答弁の中にもありましたように、空き家バンクの件で、要するに、今、登録されている物件のところが少なくなっているという現状があります。

平成 28 年 5 月に実施の実態調査ということで、新たに、その実態調査というところについては、行う予定はないということなんですけれども、この実態調査というのが、まず大きな成果を生む 1 つだったというふうに思います。

もう 1 つは、自治会長会で協力を依頼するという形の呼びかけがあり、今年度も、また、そういうことを呼びかけていただくということなんですけれども、そのあたりについては、もう一度、その実態調査、あるいは 3 割の自治会の皆さん、協力をしていただいたんですけども、実は、7 割のところについては、まだ、そういう意思を示されなかったところがありますので、そういうところに対して、再度の呼びかけと、協力依頼というところについては、町長、いかがでしょう。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵途典章君） どの集落にも、そうした空き家の状況というのが生まれているということはあると思います。

ただ、そうした空き家を活用する。例えば、その町外から、また、県外からとか、いろんなところからも移住をしてきていただくという、移住者を受け入れる。こういうことについては、集落にとっても、いろいろな、やっぱり課題、問題が、そこに生まれてくるわけですね。

ですから、やはり皆さんも、来て、移住していただいて、地域のまた一員として、住民として、地域の運営に協力いただける、そうした方が来ていただくことについては、何も反対されるものではないと思うんですけども、ただ、逆の場合も、かなり、いろいろと例が、皆さん情報の中で心配をされます。

だから、そういう中で、この移住を町がある程度推進していくといっても、やっぱり地域の理解といいますか、地域の皆さんとの話し合いをきちっとして、移住される方も、そうした地域の、いろいろな決まり事とか、協力をしていこうというような方、理解を得てから、その集落に入って来ていただくということになりますので、なかなか一方的に空き家があるから、登録して、また、幾らでも、その空き家に来ていただいたらいいんだというような進め方は、なかなか、これはかえって集落自治にとっては、いろんな問題を起すということで、私は、慎重にやらなきゃいけないことだと思っております。

そういう意味で、十分にそのへんも職員も自治会長さんを中心に、皆さんとよく協議をして、1つは建物を所有されている方、当然、その人の意識があります。所有されている方にとったら、もう早く誰かに売却したいとか、そういう面で、登録をされるという方は、まずは、そこからなんですけれども、ただ、そこへ登録されても、実際に、そうした移住者を募集してといいますか、そうした形で、そこ場所、そこに入居される段階においては、十分に、そのところ自治会との話し合いとか、そういう理解を得られるように、行政としては、きちっと対応をしていかなきゃいけない。そういうふうな形で、慎重にやらなきゃいけないなというふうに思っています。

そういうことを含めて、自治会長会等で、そういうことも十分に考慮しながら、地域として空き家そのままになってしまうよりか、活用をすることによって、地域の少しでも活力を維持していただくことにもつながっていくんだという理解を、まず、していただきながら、こういう空き家対策にも、地域としても取り組んでいただくようお願いをしていきたいという立場で取り組んでおります。

[廣利君 挙手]

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4番（廣利一志君） ぜひ、そのところは、先ほども触れましたように、その実態調査で空き家の実態、そもそも600軒と、私は、それ以前は聞いていたのが、そうではなくて、700軒とか800軒とかいう状況で、そういう実態がつかめて、一端がつかめてきたというところがあります。

それが結果、成果というところに結びついたのかなというふうに思いますので、町長の

懸念のところは、よく理解できますが、自治会長会の皆さんにも引き続き、強力な依頼をお願いをしていってほしいというふうに思います。

1つ、町長の答弁の中にありました西徳久自治会のモデル事業という件につきまして、その内容、要するに主体とするところ、あるいは、自治会だけではなくて、推進するところなのか、団体等があるというふうに思いますので、その内容について、もう少し詳細にお示しをください。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 西徳久のほうで取り組んでいただいています空き家を活用したまちづくりのモデル地区事業でございますけれども、これは県のほうが行っている事業でございます。

それで、西播磨で上郡で1地区と佐用で1地区ということで、佐用では西徳久の集落で取り組んでいただいております。

これは、放置されているような空き家ですとか、そういったものを地域にある貴重な資源というふうに捉えて、その地域の活性化にそういった空き家を生かしていこうと、そういった取り組みを集落で行っていこうということで、実施をしている事業であります。

事業は、3年間で行われる事業でありまして、平成29年度から3年間ということで、平成29年度につきましては、勉強会という形で、こういった形で集落の中で、その空き家を活用することができるのだろうかとか、今、その空き家があることによって、どんな問題があるのだろうかとか、そういったことを、話し合っていていただく勉強会のほうを3回開催をしていただいております。

今度、平成30年度につきましても、西徳久地区につきましても、もう少し、そういった空き家に対する活用ですとか、危険空き家とかの対策、そういったものについて勉強をもう少ししたいということになりましたので、平成30年度につきましても、そういった勉強会を行っていくという形で進んでいっております。

それから、その推進をする中で、その県の職員ですとか、そういった空き家の対策をほかの地域でやっておられるような方に入っていただいた検討委員会というものも西播磨で設けておりまして、その検討委員会の中で、じゃあ、どういうふうにモデル地区で事業といいますか…、進めていくかといったことを検討して、それをモデル地区のほうで実際に行っていただくというふうな、そういったバックアップ体制も備えた形で、このモデル事業を実施しているところでございます。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4番（廣利一志君） もう少し詳しく、その勉強会の開催と、それから、それは西徳久の自治会の方が、皆さん、参加される形なのか、あるいは西徳久のところ、実際に空き家が実際に何軒あって、そのあたりがあってスタートだというふうに思いますので、そのあたりはいかがでしょう。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 西徳久のほうの空き家のほうが、16軒ありまして、そのうち利用可能な空き家が15軒ということで、かなり数も多いということで、このモデル地区に選定をさせていただいております。

それと、勉強会等に参加をされているのは自治会の役員さんのほうが、今のところ参加をさせていただいております。

それで、平成30年度につきましては、もう少し集落内の参集範囲を広げた形で勉強会を進めていくべきではないかという意見が、その勉強会の中でもありまして、もう少し役員だけではなくて、参加者を広げていくような形で進んでいくという方向になっております。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4番（廣利一志君） 県の事業ということで、上郡で1件、佐用で1件ということなので、それを、他地域へ広げていく、町で広げていく同じような形のもの、そういうものが実際、これから成果というのか、3年目の1年目が、まだ、終わろうとしているわけですので、これからなんですけれども、そのあたりの展望というか、計画はいかがでしょう。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 西徳久についても、これまで利活用と申しますか、そういったところに積極的にかかわっておられたという集落ではありません。

このモデル地区をきっかけに、そういうことを考えていこうというふうな地区でありますので、このモデル地区で、どういうふうに空き家のほうを、まちづくり、地域づくりに生かしていくかということを実践と言いますか、させていただいて、それをほかの集落、地域にも広げていければなというふうに考えております。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4番（廣利一志君） ぜひ、先ほど、課長の答弁でありましたように、どちらかというところではなかったということですので、これから、どういう変化というのか、要するに意識が変わっていくのを期待したいんですけれども、そのあたりを、やっぱり状況に応じてというのか、また、情報連携というのか、いう形をいただきたいなというふうに思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

私、古民家、空き家の件については、平成27年の9月の一般質問では移住相談員の問題を質問させていただきました。

それで、平成27年12月に古民家の利活用と、それから、平成28年3月で定住・移住

相談会と、そういうふうなことを取り上げ、平成 28 年 6 月、乃井野の武家屋敷の問題。

それで、平成 28 年 9 月に、これは提案というか、古民家保全条例ということについて、これは、資産であると、要するに、空き家、古民家が資産であるということからして、確かに、いろんな町長の答弁の中にもありましたように、難しい問題がたくさんあります。確かに難しい問題ありますけれども、そういう、やっぱり、定住対策チームを、専任チームを置いたということが、1つの大きなきっかけになったと。

それで、やっぱり姿勢として、やっぱり、そういう魅了ある古民家のところについて守ろうと、守っていこうと、保全していこうという姿勢は、やっぱりアピールする必要があるのではないかなというふうに思うんです。いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵途典章君） 廣利議員が考えておられる、そのアピールする方法としての、その古民家保存条例という、そういうことを念頭にお話をされているのかなと思うんですけれども、古民家というのは、本当に定義も非常に難しいところもありますし、80年以上ぐらゐが古民家ということになりますと、一般の住宅の場合、軒並み奥のほうでは古民家ということになるんじゃないかなというような感じもいたします。

それに対して、条例というのは、いわゆる1つのルールをつくり、規制になるわけでありまして、その個人の住まわれている住宅とか建物、こういうものに対して、行政として規制なり、そうしたルールをつくるというのは、非常に、このへん法的にも難しいところがありますし、行政の責任として、そういう一般的なものに、一般的というのは、その対象を限らずに、全体にそれを当てはめていくというような、なかなか、具体的にそうした条例をつくる面では、難しいと思います。

全国に、そうした古い建物、建物がつくる景観、地区ですね、そういうものを、ある程度限定して、伝統的建造物群とか、そうした町並みとか、佐用町におきましては、平福というところが、その地域を限定した中で、そこに対しての維持していく、保存していくためのルールづくりというのは、1つはある程度、限定したところで方向というのは決まってくる。できるかと思うんですけれども、佐用町の町全体を対象とした古民家という範疇だけで、そうしたものを考えていくというのは難しいと、私は、思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4番（廣利一志君） 実態調査というのか、新たなものはないという、あるいは、自治会長会で、また、協力依頼をしていただくという中で、固定資産税の評価の発送で大きな成果というか、反応があったということですので、その状況、その結果、そういう報告もあったというふうに思うんですけれども、改めて、去年の状況、それから、今年の予定等について、いかがでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） この毎年4月に固定資産税のほうの発送があるんですが、その時に、特に町外に出ておられる方等も含めまして、この空き家バンクの登録ですとか、そういうものを一緒に同封をさせていただいております。

それで、かなり問い合わせのほうはいただいておりますけれども、なかなか、登録していただくには、まず、相続等ができておって、もういつでも売買ができるといったような物件でないと、登録もできませんし。

それから、仲介業者のほうが、ついた物件のみを、登録物件という形にしておりますので、件数として、今、3月現在で、登録できているのは16件という状況であります。

そういった形で、今年度につきましても、また、固定資産税の通知の時に、チラシ等を同封させていただいて、この空き家バンクのPRのほうをしていきたいというふうに考えております。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4番（廣利一志君） ぜひそれは、かなりの反応がありまして、あったというふうに聞いておりますので、それは、ぜひ同封するというところで、反応があるわけですので、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

それで、私、定住対策チームの工夫と頑張りというのを、目の当りにみておりますので、土日が主に、要するに見学会とか、対応に当たると。

あるいは、自治会長の皆さんとの連絡、所有者の皆さんとの連絡、あるいは不動産業者の方と連絡をとる、いろんなことで、大変な苦勞をされているというふうに、私は、思います。

それで、体制の強化というところについては、いかがでしょうか。町長、そういう、さらに強化していくというところについては、お考えはありませんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵逄典章君） まあ、そうした成果も、徐々に出てきているということでもあります。

ただ、これは、そうした職員を配置をして、今、まだ、2年。取り組みを始めて、成果が出始めたところでありまして、そうした職員の新たな増員とか、そういうことは、今後の取り組み、いろんな問題含めて総合的に考えないと、簡単にはできないと思います。

当然、職員も、定数も専門職を中心に、逆に増やさなきゃいけない部分、一般的な、そうした、いろんな職務に当たる職員というのは、減って来て、減少しております。この4月から減りますし、そうしたどの課においても、それぞれが、いろいろと行政として、その職務に当たっております、大変、職員の過重、仕事の負担も大きくなってきておりますので、今、専任職員を充てていくということに対しての、ここまである意味では、何とか、そうした職員のやり取りをしながら、対応しているということでのご理解をいただきたいと思っております。

さらに、すぐに、導入をするという形は、これは全体としてはできません。

[廣利君 挙手]

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） ぜひ、冒頭にも触れましたように、この新しい年度は、この問題については、28年に大きな組織、組織を大きくし、実態調査をし、成果に結びついたというところがあります。

ですから、この年度、このスピード感、あるいは量的な実績ということが、問われているのかなというふうに思いますので、ぜひここは、いろんな方の協力を得ながら、これは実績を求めていきたいなというふうに思います。

引き続き、よろしく願いをいたします。

2点目の質問に移ります。

通学バスの安全について、再度町長、教育長の見解を問うということで、12月の議会でも問うてまいりましたけれども、海内、桑野方面への通学バスが、重大事故である脱輪事故を起こしましたが、再発防止と、それをどう教訓化するか、そのことが問われ、しっかりと対策をとることで住民の皆さんの不安も解消すると思います。

①点目、教育委員会、バス運行会社のそれぞれの安全管理者の日々の連携の強化について、改めて改善策は取るのか。バス運行会社の始業点検、健康状態の確認、呼気チェックなどは法令に反せず行われているのか。

②点目、重大事故を起こしたバス運行会社に対して、運行受託の辞退の指導などをとる必要がないのか。

以上、見解を問うてまいります。

議長（岡本安夫君） はい、教育長、答弁。

[教育長 平田秀三君 登壇]

教育長（平田秀三君） それでは、廣利議員からの2番目のご質問でございます通学バスの安全について、再度、見解を問うということについて、私のほうからお答えいたします。

ご質問の①点目、教育委員会、バス運行会社のそれぞれの安全管理者の日々の連携の強化について、改めて改善策はとるのかということでございますが、昨年12月議会的一般質問において、廣利議員からの委託者、受託者、それぞれの安全運転管理者の役割と連携についてのご質問に対し、受託者である株式会社ホープは、自動車運行業務を営む専門業者として車両の安全管理、運転員の安全教育、安全運転技能の向上など、受託者の義務と専門業者としてのノウハウでスクールバスの安全な運行に必要な責務を自社管理責任で担っており、運転員の健康管理においても配慮し、健康診断を年2回受診させている旨回答をしております。

また、教育委員会におきましては、教育課長を安全運転管理者に指定して、毎年、兵庫県公安委員会が管轄する講習会を受講し、安全運転に係る関係法規や運転に係る知識の向上に努めております。

安全運転管理者は、委託先の株式会社ホープにおいては2名が常駐し、社内の運転員の安全運転に係る管理責任を有し、教育委員会においては教育課長が安全運転管理者として職員の安全運転に係る管理責任を有しており、それぞれの組織において、安全運転の管理に当たっているところでございます。

日々の連携につきましては、毎月、月初めには、前月分の車両管理日報を提出させ、日々

の運行業務内容の確認を行っております。

また、毎年実施する運転適性検査の報告と確認、年3回の安全運転・事故防止研修会の実施状況の確認を行っているところでございます。

今後、さらなる連携を強化するために、本年から佐用町スクールバス安全運転管理者会議を定期的開催、スクールバスに係る日々の安全運転の確認点検と事故防止の強化を目的とした連携と管理の強化を図っていきたいと考えております。会議のメンバーですが、委託者である2社の安全運転管理者、教育委員会の安全運転管理者である教育課長及び担当室長及び担当者でございます。なお、安全運転管理者会議につきましては、3月中に第1回目を開催することとしており、今後も年数回、定期的に開催していこうと、このように思っております。

次に、バス運行会社の始業点検、健康状態の確認、呼気のチェックなどは法令に反せず行っているのかについてですが、委託者である株式会社ホープにおいては、各運転員が毎朝の出勤時に携帯電話において当日の健康状態を会社へ報告するとともに、呼気チェック検査機を使用したアルコール検査状況及び検査結果を携帯電話による映像で会社に報告し確認を受けております。

また、もう1つの委託事業者である大原観光におきましては、毎朝健康状態と呼気チェック実施結果を複数の運転員が相互に確認し、その結果を運行日誌に記入するとともに、毎朝会社へ携帯電話で報告し、確認を取ったうえで運転業務に従事しております。

両社とも、当日運転員の健康状態に異常があったり、呼気チェック結果が規定の基準を超えたりしていた場合は、速やかに代替の運転員を手配し運転を代行させることとしております。もちろん、日々の業務終了後と始業時には、佐用町と受託者とで締結する自家用自動車管理請負契約第2条第1項第3号の規定に基づく管理車両の日常点検整備を行った後、スクールバスの運転に従事していることも確認しております。

2点目の重大事故を起こしたバス運行会社に対して、運行受託の辞退の指導などをする必要がないのかというご質問についてお答えいたします。

まず、事故が発生した場合の対応でございますが、株式会社ホープと締結しております自家用自動車管理運転契約において、第2条第1項第8号、事故処理に関する事項で、スクールバス事故の処理については管理請負業務の1つとして明記し、第15条で、事故等が生じた場合乙（株）ホープは速やかにその旨を甲（佐用町）に報告し甲乙協議のうえで事故処理を行うと、このように定めております。

今回の事故においても、すぐさま甲乙協議の上、原因の解明と今後の対応策を検討し、株式会社ホープの判断による運転員の交代と事故防止の改善報告書を文書で提出させたことは12月議会のご質問で回答させていただいております。

また、同契約の第17条第1項で、乙は管理請負業務の実施中に、乙の責めに帰すべき理由により、甲または第三者に損害を与えた時は、その損害賠償の責任を追うと規定しており、脱輪したマイクロバスの点検・整備、点検期間中の代行車両の運行など、同規程に基づき対応させております。

次に、契約の解除についてですが、同契約第8条第2項第1号で運行が道路交通法上の違反となり、又は交通事故につながる恐れがあると認められるときは契約を解除することができるかと規定しております。

今回の事故につきましては、本規定に抵触すると想定いたしますが、先ほど申し上げましたように、同契約に基づく甲乙間の協議、原因の解明、運転手の交代及び今後の改善報告書の提出によって、事故予防策を強化・徹底することで事故の再発を防ぐ方策を実施しております。

契約を解除する場合、代行業者の選定等に時間を要するし、正常なスクールバスの運行

に重大な支障を来たすため、慎重な対応が必要となります。もちろん、同契約第8条第1項第1号に規定する受託者として不適切であると認める相当の事実があったときは必要に応じて契約を解除することも検討いたします。

今回の事故を受け、事故防止策の徹底と1点目のご質問でも回答いたしました佐用町スクールバス安全管理者会議の定期的な開催によって、町と委託事業者間での安全運転管理者の連携・管理体制の一層の強化を図り、さらなるスクールバスの安全運転に努めていきたいと、このように考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[廣利君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員、再質問。

4番（廣利一志君） 私が、再度、この質問に取り上げたのは、12月の質問、答弁の中で、ずっとこう、何となく疑問に思っていたのは、当然、その安全管理者が、佐用町内にいると、私は、そういうふうに、そういう答弁はなかったんですけども、当然あって、その始業点検等がされているというふうに思っていたわけですけども、先ほどの教育長の答弁は、2名常駐ということと言われておりますけれども、私が調べているところでは、要するに、この運行会社、佐用町内には事務所持っておりません。常駐という話ですけども、例えば、呼気チェックは、要するに、専用の機械を使って、そういう機械があるらしくて、その送信をして、呼気チェックができるという機械があると。常駐であったら、そんなことする必要はないんですね。

私、これは、すごい重大なことで、我々は、当然、安全管理者が町内にいるという前提で12月の答弁も聞いておりました。

実は、町内にはいないのではないかなと、この常駐というのは、これは、どこに常駐をしているのですか。その事実は、事務所、どこを調べてもないんです。いかがでしょうか。

[教育課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 教育課長。

教育課長（谷口俊廣君） 私のほうからお答えをいたします。

常駐と言いますのは、これは佐用町内ではございません。株式会社ホープの業者の所在しております姫路ということであります。

それで、今の廣利議員のご質問の中で、実は、このバス運行に関しまして、運行形態に沿って、いわゆる道路運送法上の区分がございます。その説明を、まず、申し上げたいんですが、よろしいでしょうか。

まず、当然、バス運行をするのに当たりまして、運行形態によって、いわゆる遵守すべき、法規というのが変わってきます。

まず1点、これはバス運転のドライバーとして、これは一般ドライバーも含めてなんですけど、まず、当然、道交法というものを、当然、守って運転するという義務がございます。

それから、これが、実はポイントなんですけど、次の点がポイントなんですけど、バス運行に関するには許認可の問題がございます。

これは、道路運送法の関係で、いわゆる株式会社ホープ、大原観光もそうなんですけど、

今回、佐用町がスクールバスということで、委託をしております、このバス運行に関しましては、いわゆる区分としては白ナンバーでございます。で、白ナンバーの場合には、通常、道路運送法上の規制の対象外ということになります。

それで、これは、もう少し説明しますと、例えば、バスの運転手に関しましても、業務によって、例えば、大きく2つの区分がございます。

路線バス、いわゆる路線バスに関しまして、これは当然、緑ナンバーで運行されておられて、これに係るいわゆる例規が、自家用自動車運行事業規則というのがございます。

それで、今回、送迎バスに関しましては、白ナンバーということで、当然、バス運転士の資格要件も緑ナンバーとも相違がございますし、いわゆる道路運送法に関する健康状態の管理に関しても、当然、例規が変わってきます。

で、今回、スクールバスとして、白ナンバーとして委託をしております株式会社ホープに関しまして、健康状態の確認に関して、これが大きく変わってくるんですが、ドライバーの健康管理、安全管理につきましては、基本的には、緑ナンバーに関しましては、旅客自動車運送事業運輸規則第24条。それから、貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条、これが根本のバス運転員の健康管理に大きくかかわるところなんですが、基本的には、道路運送法上の規制対象外ではありますから、やはり、スクールバスとして児童生徒の安全確保ということは、ドライバーの運転状況というのが、一番、これ大きなポイントでございますので、この規則を準用して株式会社ホープさん、大原観光さんも、バス運転員の健康管理をされております。

この健康管理、今、申し上げました規則に基づく運転員の健康管理マニュアルにつきましては、平成26年の4月に国交省のほうからマニュアルが出ております。これに基づいて、健康管理をされておりますが、運行上やむを得ない場合を除き、運転員が乗務する前に対面による点呼を行うことが義務付けされていると。なお、対面による点呼が実施できない場合には、電話又は業務無線等により、運転者と直接対話できる方法で点呼を行うことができるということで、実際には株式会社ホープさん、佐用には営業所がございませんが、いわゆるやむを得ない場合ということの中で、携帯電話、アプリを使って、呼気チェック等も行い、健康管理をしている。こういう実態でございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4番（廣利一志君） 私はね、その12月の答弁を聞いていて、テレビ見ておられる方も、この議場の方も、そういう、その例えば、2名が常駐とか、その12月のところでは、そういう答弁はなかったわけです。

当然、それは、答弁の中身からすると、そういう安全確認がされているというふうに思ったわけですがけれども、今、課長が言われたように、いろいろ遠方でもできるということなんですけれども、教育長、そもそも12月の答弁の時には、安全管理者がいないことをご存じだったんですか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 安全管理者はいます。

4 番（廣利一志君） いや、だから、町内に。

教育長（平田秀三君） 町内に株式会社ホープの事務所が、いないのは知っていました。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） それはですね、あえてそれはしゃべらなかつたんですか。そのいないということを、町内にいないということを、あえてしゃべらなかつたんですか。

それは、すごい重大なことですよ。それ。

いないんなら、そのことを、その答弁の中で、やっぱり言うべきだと思います。いかがです？

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） ご指摘の分なんですけれども、安全管理者が、佐用町にいない。いる。そのことについては、私は、どうのこうのという、その時ね、言った記憶もないし、全然言っていないので、それが重大だという認識は、今のところ、まだ、ないんですけれども。

要は、会社として、株式会社ホープに、うちは委託しております、株式会社ホープが姫路に会社を持っている。そこからの委託で、今、言うように、携帯電話でのやりとりをしておると、それでいいのではないかと、このように考えております。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） 今回、今日の質問の中で、そういう 2 名が常駐という話で、常駐は佐用町内ではないと。それは、遠隔であっても、まあ可能なんだという説明なんですけれども、要するに 12 月の答弁の時には、そういう詳しい説明はなかつたわけですね。

当然、我々は、私は、町内にいると思いましたが。それで、毎朝、健康状態、呼気チェック、面前で行われていると思ったんですよ。

だから、あえてそれは、知っていてしゃべらなかつたんですかという話をしているんです。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵途典章君） あの廣利議員は、そういうふうにいることが当然なんだという形の中で、その物事を判断されていた。ただ、法的に考えても、また、実態として、教育委員会がそうした運行を専門会社に委託している中で、そうした点検、朝の、そういうものは、携帯なり通信のほうで、ちゃんとできるという、そういうことができているということの前提の中でね、その教育長が、それを実際に、そこにいなきゃいけないということが、法的に決められていることを、あえて言わずに、また、していないんだったら重大だというふうに言われても仕方ないですけども、そうじゃないのに、それが、教育長が、その時に、そういうことまで答弁しなかった、話しなかったのが問題があると、そこは、やっぱり私は聞いていて、その廣利議員の考え方であって、それは一般的に、そこまで教育長が言わなかったから、問題視される問題ではないというふうに、私は、聞いております。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4番（廣利一志君） まあ、わかりました。

私が、そういう捉え方というのか、特殊な捉え方をしたのかもわかりません。

しかし、聞いておられる方たちは、町民の皆さんは、多分、そんなふうに受け取られたのではないかなというふうに思います。

それで、重大事故を起こした場合の運行受託の辞退、指導についてですけども、これ契約上は、契約上、今回の重大事故というのは、教育長の答弁で、先ほど、抵触するという事なんだけども、要するに、さまざまな条件というか、要件で、要するに解除しないということなんですけれども、そここのところは、抵触するけれども、抵触するのであれば、やっぱりこれは、きちっとやっぱり、そういう形で、受託の指導というか、いうものが、これは必要ではないかなと思うんです。いかがでしょうか。

議長（岡本安夫君） 誰が。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育課長。

教育課長（谷口俊廣君） お答えいたします。

教育長の答弁の中で、明らかに契約の規定には抵触する。ということは、契約を解除することができる。という、あくまでも契約を解除することができるということでございます。

それで、答弁の中にもございましたように、実際、契約を解除すると、実際の毎日運行に、これ非常に支障をきたすということの中で、株式会社ホープのほうからも12月議会で教育長答弁がありましたように、今回のいわゆる脱輪事故を踏まえて、これを教訓にして、今後、安全運転ができるような改善案というのも示され、改善案が示され、教育委員会としても監督指導を、常に行っておりますので、今回は、そちらのほうを選択させていただいたということでございます。

[廣利君 挙手]

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） スクールバスの運行会社と、教育委員会とで、その安全管理者会議ですか、3 者で年に数回程度と。

で、3 月に実施予定ということですが、これ初めて開催ですよ。この事故等を含めてなんですけども、どういう内容で開催、どういうことを触れていこうということなんでしょうか。もう一度、お願いします。

[教育課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 教育課長。

教育課長（谷口俊廣君） お答えします。

まず、開催につきましては、3 月末に開催をするということで、決定をいたしております。

で、これは、まず、受託、それぞれ株式会社ホープ、あるいは大原観光のほうから社内で指定されています安全運転管理者にお越しいただいて、まず、1 点は、この 29 年度中の、いわゆる実際の業務に関して、業務報告に基づき、特に、受託会社のほうから状況をきちっと報告をいただくということで、目的は、これは答弁でもありましたように、今後、さらなる安全運転を目指すということです。今回、具体的な措置として、まず、委員会を立ち上げ、そこで情報共有をし、さらなる改善策がないか、平成 30 年度に向けて、これについて協議をしたいということです…ことにしております。

[廣利君 挙手]

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） ぜひこれは、連絡体制というところの強化というところについても、12 月の答弁の中で話をされましたので、ぜひこれは、実のあるものにしていただきたいというふうに思います。

二度と、こういう形の重大事故という形が、起きないこと。さらに、この会議等を通して、徹底をお願いしたいなと思います。

私の質問を終わります。

議長（岡本安夫君） 廣利一志 君の発言は終わりました。

続いて、13 番、平岡きぬゑ君の発言を許可します。

[13 番 平岡きぬゑ君 登壇]

13 番（平岡きぬゑ君） 13 番議席、日本共産党の平岡きぬゑです。

私は、3 項目について、この一般質問を行います。

1 項目目は、基金財源を有効に活用することについて。2 項目目が、南光歯科保健センター閉鎖後の運営について。3 項目目が、就学援助制度についてです。

この場からは、1項目目の基金財源を有効に活用することについて、質問を行います。
佐用町は、町民1人当たり基金積立額が県下一となっております。

次の項目について、基金財源を有効に活用し、町民の暮らしを守ることに町長の見解を伺います。

子育て支援策の活用として、保育料の完全無料化、給食費の完全無料化、町独自の奨学金制度創設、学校教育環境の整備として、洋式トイレ、普通教室へのエアコン設置。

次に、福祉支援策への活用として、国民健康保険税の引き下げ。第7期介護保険料の負担軽減。外出支援サービスの利用者負担金軽減。

以上、基金財源を有効に活用することについて、町長の見解をよろしく願いいたします。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、平岡議員からのご質問にお答えをさせていただきますが、基金財源の活用についてということ、まず、第1番目のご質問であります。

ご質問は、非常に、何々をせいと言っただけの簡単な内容、文言でありますけれども、答弁をさせていただくこととなりますと、大変、あらゆるものに項目が非常に多いので、それを一つ一つ答弁させていただきますけれども、少し時間が長くなりますので、前もって、よろしく願いしたいと思います。

まず、最初に、本町の基金の状況について、改めて簡単にご説明をさせていただきます。

本町では、財政調整基金、また、減債基金のほか18の特定目的基金を設置をいたしております。合計では、99億9,700万円という、今、残高を有しているわけでありましてけれども、その中身は、財政町政基金27億4,000万円以外は、ご存じのとおり、将来的な町政の健全運営や各特別会計の安定運営等のため、全てその使用目的が限定をされた基金であり、財政調整基金だけを見れば、町民1人当たりの残高、これは、県下では2番目でございます。また、一方、借金であります地方債の1人当たり残高、これは、県下で6番目という状況になっておりまして、やはり、将来を見据えて、後年度の負担軽減も考慮して、安定的な町の財政運営が重要だということ、まず、考えて、いろいろと予算執行を行っているところであります。

まず、1点目の子育て支援策への活用の中での保育料の完全無料化ということですが、佐用町では、平成27年度から第2子目以降のお子様の保育園の利用に係る保育料について、保護者の所得等にかかわらず全てこれを無料といたしております。これにつきましては、保育や子育てに係る保護者の経済的な負担を軽減して、より子育てのしやすいまちづくりのため、子育て支援を目的として実施をしたところであります。

これにより、現年分保育料として平成26年度決算額で7,142万円余りありました収入額が、平成27年度決算では2,587万円余りと、約4,555万円の減額となり、また、平成28年度決算におきましても、前年度とほぼ同額の2,596万円余りというふうになっておりまして、その差額は、当然、こうして2子目以降を無料化したことによって、町のそうした財源、財政の中から支出をしていくということでございます。

今後につきましては、国の幼児教育無償化などの動向に注視しながら、子育て支援対策を検討していきたいと考えておりますけれども、保育料の完全無料化などについては、国に先行して、これ以上、町独自で実施する予定は、今のところありません。

次に、2点目の給食費の完全無料化ということでございますけれども、平成29年3月

定例議会におきましても、同様のご質問が行われて、ご答弁申し上げたところでありませけれども、改めて、お答えをさせていただきます。

議員もご承知のとおり、学校給食は、学校給食法に基づき実施をしているところでありまして、学校給食法では、その学校給食の目的といたしまして、1つ適切な栄養の摂取による健康の保持増進。2つ目に、食事について正しい理解を深め健全な食生活を営むことができる判断力を培い、望ましい食習慣を養うこと。3つ目に、学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。4つ目に、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。5つ目に、食生活が食にかかわる人々のさまざまな活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。6つ目に、国や地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。7つ目に、食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くことの、この7つの目標が定められておりまして、学校給食は、単に空腹を満たすだけのものでは、当然、ございません。

また、その経費の負担につきましては、同法の第11条に規定をされているところであり、施設と設備、また人件費、これは設置者が負担をして、食材費は保護者が負担をするということが原則でございます。

こうした規定がある中、本町においては、平成27年度から佐用町学校給食の地産地消及び質的向上事業によって、地域生産の農林水産物及びその加工品を積極的に活用し、それらの消費拡大及び生産性の向上を促進するとともに、給食の質的向上、及び商工業の振興並びに子育て支援施策の推進に努めているところでございます。

それにあわせまして、給食費の基本月額である、幼稚園2,600円、小学校4,200円、中学校4,600円のそれぞれの半額を助成して、保護者の経済的負担を軽減しているところでありまして、保護者の負担額につきましては、1食あたり約100円というふうに軽減をしている計算となります。

また、佐用町立小中学校児童生徒等の就学援助に関する規則によって、経済的に困窮しているご家庭のお子さんに対しましては、給食費の全額を支援しているところであります。

また、この給食会計は、児童・生徒の保護者からいただいている給食費の総額、今、約2,600万円ほどになりますけれども、全てこれは食材費に充当をしておりますけれども、食材費は、今、全部で年間8,000万円ほど必要であり、教職員等から徴収している給食費のほか、その差額につきまして、町からの補助金が約4,400万円、これを加えて運営をしております、安全で安心、また、安全で良質なおいしい給食の提供に努めているところであります。

また、その他のそうした施策といたしまして、子育て支援施策といたしましては、全ての家庭に対しましては、佐用町立小中学校子育て支援助成事業によりまして、小学校、中学校、それぞれ子育て応援券を支給し、特に、中学校では給食費を上回る額の子育て支援券による経済的な支援を行っておりますし、また、通学費補助金等、これは自転車の補助等に充てますけれども、そうした補助金によって、子育て世帯への支援をさせていただいているところでございます。

こうして、一般会計から約2,600万円を…、今、保護者が負担をしている金額2,600万円ですね、そうした額を一般会計から追加充当することによって、給食費を無償化するということは、これは財政的に一時的には、実現不可能な財政負担では、私もないと思いません。

平岡議員が要求されます保護者の負担を軽減するということにも、当然なるわけですがけれども、しかし、私は、何でも、行政が、そうした無料化をすればいいといったような考え方なり、意識、そういうことは、やはり子育てに責任を持つ親御さんにとっても、決し

ていいことばかりではないというふうに思っておりますし、さらに、基礎自治体独自によって、そうした恒久的な無償化ということにつきましては、将来の自治体財政を徐々に圧迫していくという可能性が非常に高いわけであります。

給食費の無料化につきましては、こうした危惧を持っておりまして、これ以上、今、それだけの負担軽減をしておりますので、これ以上、町独自の、いわゆる完全無償化をするということは、考えておりません。

次に、3点目の町独自の奨学金制度の創設ということでございますけれども、教育は、豊かな心と健やかな体、確かな学力をバランスよく育み、個性を尊重しつつ、子供たちそれぞれの能力を伸ばすことにより、将来の我が国社会を担う人材の育成を図る営みであるというふうに認識をいたしております。

したがって、教育の実施につきましては、我が国全体として責任を負う必要があり、国、県そして基礎自治体が相互に役割分担をして、連携を図りながら取り組みを進めるべきものであると考えております。すなわち基本的には、義務教育は市町村、高等学校、また、学校教育等は、都道府県、大学は国といったように、それぞれの責任のもとに、役割を分担すべきものと理解をいたしております。

そうした枠組みを踏まえた上で、本町教育委員会の管轄する義務教育諸学校においては、経済的に困窮している家庭に対しては、佐用町立小中学校児童生徒等の就学援助に関する規則に基づいて、支援をしていただいております。

また、公立高校につきましては、高等学校等就学支援金の支給に関する法律によって、授業料の無償化が、今、進められているところであります。

大学等への進学につきましては、大きな経済的負担が必要であることは、十分認識をいたしておりますけれども、国の給付型奨学金制度や民間でもさまざまな奨学金制度がありますので、町独自の奨学金を創設するのではなくて、まず、それらの制度の活用を勧めながら、意欲や能力のある生徒、学生の支援に努めてまいりたいというふうに思います。

町といたしましては、町の責務として、義務教育学校の子供たちに、よりよい教育環境でよりよい教育が行えるように、引き続き努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、4点目の学校教育環境の整備ということについてでございますが、トイレ等の改修につきましては、平成29年3月定例会におきまして、竹内議員からご質問いただきました公共施設のトイレの洋式化の中でもご答弁をさせていただきましたが、学校の建設時期、施設の老朽化等の状況に応じて、大規模改修とあわせてこれを行ったり、また、トイレ改修のみを実施をしたりして、順次、それぞれの学校の環境の改善、洋式化を進めてきたところでありまして、かなり、ほとんどの学校が整備ができておりますけれども、もともと建設年度の新しい学校、特に利神小学校につきましては、今後、そうした施設の改修とあわせて、他の学校と同じように便器のウォシュレット化等、計画的に実施をしてまいりたいというふうに考えております。

また、空調設備の整備につきましては、近年のこの猛暑への対策として必要性を感じておりまして、小学校のうち未整備である5校については、平成30年度の補助事業へのエントリーを行ったところでございますが、補正予算や来年度当初予算で計上させていただいておりますとおり、本年度において国の1次補正予算で4校について、学校施設環境改善交付金の前倒しの採択がございましたので、この年度末という時期でありますので全て予算を平成30年度に繰り越して、これを実施させていただきたいと考えております。来年度にその4校の普通教室に対しまして、空調設備を整備する予定でありまして、残る1校、これは三日月小学校になるわけですが、引き続き、この来年度の採択に向けて申請を行っているところであり、これも来年度採択いただければ、同じ年度で整備ができるというふうに考えております。

また、中学校につきましては、現行の学校規模適正化推進計画の進捗や、また、その見直しを考慮しながら、今後、検討し、できるだけ早期には整備をしたいと考えているところでございます。

次に、福祉支援策への活用の1点目で、国民健康保険税の引き下げということでございますが、国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産などにより安心して医療を受けることができ、必要な保険給付を行うために、被保険者が保険税を納め合って医療費の負担を支え合う相互扶助の医療制度でございます。

平成30年1月29日付、厚生労働省通知では、国民健康保険の財政を安定的に運営していくためには、原則として、必要な支出を保険料や国庫支出金等により賄うことにより、国民健康保険特別会計の財政収支が均衡することが重要であるとして、計画的に削減・解消すべき赤字の定義が見直されました。本町で行っています運営の不足額を一般会計から繰り入れることは、会計が赤字に該当すると判断をされ、赤字削減・解消計画の策定と取り組みが求められているところであります。

本町においても、厚生省の通知に従い、必要な支出や保険料や国庫支出金等により賄うことを基本として、保険料率等の改正を行うものとしたしますが、現在においても、被保険者負担の急激な増加が見込まれる場合は、一般会計からの繰入を行っておりまして、今後も被保険者負担の軽減に取り組んでまいります。基金を財源とした保険料の引き下げということは、考えておりません。

次に、第7期介護保険料の負担軽減ということについてでございますが、既にご承知のとおり、介護保険制度におきましては、調整交付金という制度がございます。

調整交付金は、保険者である各市町村間の財政力の格差を解消するため、保険給付費に対する国の法定負担分、この25パーセントのうち、5パーセントを用いて、後期高齢者の比率が高いことによる給付増と、被保険者の所得水準が低いことによる収入減、これを、交付金の形で財政調整するものでございます。

すなわち、本町のように、75歳以上の高齢者の割合が高くて、第1号被保険者の所得水準が比較的低いというところには、調整交付金が手厚く措置されるために、結果として、保険給付費に対する国の法定負担分が25パーセントを超えるわけでございます。

ちなみに、本町の平成28年度決算における調整交付金の額は、1億7,514万円余りで、国の法定負担分25パーセントよりも、3.32パーセント、金額にして、実質6,600万円余り多く交付をいただいているわけであります。

平成28年度末の本町の第1号被保険者数が6,574人でございますので、単純計算で、1人当たり年間1万円余り、月額にして約850円、保険料負担が軽減をされておるわけであります。

当然、本町とは逆のケースとなる後期高齢者が少なく、低所得者の高齢者が少ないところは、調整交付金が5パーセント相当額より低くなりまして、その分が第1号被保険者の介護保険料に上乗せをされているわけでございます。

これまでも申し上げてきましたが、介護保険は国一律の制度として運営をされており、持続可能な保険制度となるように、国が制度全体をコントロールをしているわけであります。

保険給付費に対する町の法定負担率は、介護保険法で12.5パーセントと定められておりまして、また、保険料負担の軽減につきましても、先ほど申し上げました調整機能が、介護保険制度の元々の仕組みとして、あるわけであります。

各保険者、市町村がめいめいに独自の動きをすれば、この介護保険制度の機能、仕組みにひずみが生じ、国のコントロールが及ばなくなるおそれがあります。

制度が立ちゆかなくなり、破綻すれば、国民誰もが困るわけでありますので、持続可能

性の観点から、法定負担率という制度の根幹部分に影響を及ぼすおそれのあるようなことは、行うべきではないというふうに考えます。

本町の介護保険給付費は、合併直後の平成 18 年度から平成 20 年度までの第 3 期計画期間の実績が約 45 億円で、町の法定負担金は、単年度当たり 1 億 7,000 万円余りでありましたが、それから 10 年ほどで、平成 30 年度から平成 32 年度を計画期間とする第 7 期におきましては、保険給付費が 76 億円に増えて、町の法定負担金が単年度で 3 億円を超えるというふうに見込んでいるわけでございます。

町の負担が合併直後の倍とまでは言いませんけれども、近い将来、そうなることが十分予測できる現状でございます。今後、保険給付費が減ることは、当然、考えにくい状況にありますので、介護保険料を低く抑えようとすれば、一般財源の投入を続けなければなりませんし、しかも、その投入額を、どんどんと増やしていかなければならないのではないかとこのように懸念をしているわけでありまして。

合併特例債、交付税の合併算定替えの特例など、合併に伴うさまざまな国の財政支援措置の終了を控えて、それと相まって人口減少社会の到来。財政力が脆弱で、地方交付税への財源依存度が大きい本町にとりましては、将来の財源確保が非常に不透明でありますので、現在、基金を活用した介護保険料の負担軽減ということは、当然、考えておりません。

次に、外出支援サービスの利用者負担金軽減ということについてでございますが、少子高齢化や過疎化が進む中、民間事業者のみによる公共交通サービスの維持は、困難である一方、移動手段を持たない高齢者にとっては、通院や買い物などの外出支援サービスは、これは不可欠であると思っております。引き続き、既存の公共交通機関の利用促進とともに、コミュニティバスの運行、公共交通空白地運送事業…さよさよサービスです。また、タクシー運賃助成事業などを実施して、その高齢者なり交通弱者の生活支援を行ってまいりたいと考えておりますが、利用する人と利用しない人との間にも、当然、不公平が生じないように、公平性を担保するためにも最低限の自己負担は必要と考えておりますので、基金を活用して現在の外出支援サービスの利用者負担額を、これ以上、軽減することは考えておりません。

以上、少し長くなりましたけれども、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） ちょっと、早いですけれども、ここでお諮りします。

お昼が来ようとしておりますが、このまま審議を継続したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） 異議がございませんので、このまま審議を続行します。

はい、再質問、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 住民の方から寄せられている要求を羅列しましたので、かなりの分量になりました。

1 つずつお答えしていただいたんですけれども、基本的なところで、基金財源が積立金ですけれども、1 人当たりになると県下で 1 番になっているということについて、有効に活用したらどうかという提案なんですね。

そこで、お聞きしたいのは、なぜ県下 1 の状況になったのか。その点、伺います。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵途典章君） この基金というのは、合併時点においても、当然、各それぞれの旧町から基金というものも持ち寄っております。その額には相当の差が、当然ありました。

その後、新しい新佐用町としての財政運営を安定させるためには、当然、基金というものを、しっかりと確保しておかなければならないという、そういう考え方と同時に、当然、合併という、この国の合併特例法の制度の性格上、いつまでも、そうした合併特例による財政的な支援措置というのではないということが、もう当初から示されてきたわけでありませう。

それは、その後、ある程度延長をされたり、いろいろと支援措置というのは、拡充されてきましたけどね、やはり町を運営していく上で、安定した、将来へ持続できる行政サービスを、きちっとしていかなきゃいけないという責任があります。

そういう観点から、私は、少なくとも、今の合併特例法による財政的な支援措置がある中で、できる限りの、そうした軽減、住民負担、また、行政サービスの充実、これまで、いろいろと申し上げています子育てなり、また、国保なんかについても、軽減をするために一般会計からも繰り入れも、それは、バランスを取って、できる範囲で実施をしてきたつもりです。

それで、そうした中で、一方では、行政の運営経費というものを、極力、最大限、削減をしていくために、行政改革ということに、合併以来ずっと取り組んできた、このことは、皆さんにもご説明申し上げました。

それが片方での特に、人件費の削減、定数の削減によって、人件費等も合併当時、全体の人件費総額が30数億円だったと思いますけれども、今、20億円を切っております。

一方では、この10年間、12年になりますけれども、合併の間ですね。まあ、交付税も、徐々に減少しておりますけれども、ある程度、まだ、そうした特例法による優遇措置も受けているわけです。

そうしたものを、将来、まだまだこれからが本当に厳しくなっていくという状況の中で、いろいろな基金、特目基金という形で、例えば、公共施設の基金というようなものは、当然、この施設を運営していく上で修繕したり、建てかえをしたりしなきゃいけない。その時のための備えておりますし、また、それぞれ、減債基金という基金というのは、先ほど申しましたように、片方では、そうした基金が、県下、全体で見れば、一番多いと言いつつながら、片や借金、起債、返済をしなきゃいけないものも、県下では6番目に多い状況になっているわけですね。まだ。

そのために減債基金というようなものもしっかりと造成をして、それに備えていくという、一言で言えば、安定して、将来とも責任ある、きちっとした、その行政サービス、町を運営していく、そのために、そうした基金を、きちっと積んで、備えてきたと。備えているということ。今後も、そういうことでないと、やはり行政の責任者として、責任ある町政運営とは言えないというふうに、逆に批判をされるのではないかなというふうに思います。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 町長が、その基金が増えてきた理由として、1 つには、合併に伴って、交付税が大幅に減額されるという、そういうことで合併当時言われました。地方交付税を縛るという形で、住民に対しても、いろんなサービスは、今を維持するためには我慢してくださいというような形でも、広くというか、行き渡ったと思います。

それと合わせて行革をしてきたということで、それらが積み上がったと。これは、国のほうが、なぜ、基金が積み上がってきたかということについて、全国調査をしている中で、それぞれの今後の結果の中で出ているものと、町長が答弁されたことと共通しているなどというふうに、今、伺いました。

そこで、国は、何で、そういう調査をしたかということ、全国的に基金が…総務省ですけど、地方自治体の基金が積み上がってきていると、そういうことで、この 2017 年、去年 1 月に総務省が地方自治体の基金について、優先的に取り組むべき事業への活用を図るなど適正な管理運営に努めてほしいと、こういうふうに基金の活用を求める異例の要請をしてきています。

ですので、私どもも常々言うておりますけれど、国も、そういう形で役場、町に対しても、そういう要請がされているというふうに報道で見ているんですけど、そこらへんは具体的に、ありますか。財政的な件ですけど。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵逄典章君） お答えする前にね、1 つ平岡議員がお話の、町民の皆さんに我慢をしてもらってきたと。当然、町民の皆さんの全てのことに応えができるということではない。町としても、皆さんにも、そうした費用が削減できることは、まず、協力していただいて、できる限り、有効に少ない費用でできるように取り組んでくださいということはお願いをしますけどね、しかし、行政というのは、佐用町だけが単独で、行政が行われているわけじゃなくって、やっぱり、余所の、他の自治体との比較、バランス、そういうものも見ていかないといけないと思うんですよ。

佐用町だけが、自主財源がそんなに、当然ありません。佐用町のこの財政力というのは、県下でも下から 1、2 番目ぐらいな、2 番目、3 番目ぐらいな財政力の低い町です。

その中であって、近隣の市町村がいろいろな福祉サービス、行政サービスやっています。それと比較して、それ以上にできないから、佐用町が我慢してくださいよというところは、私は、あまりないと思っています。

だから、そこはね、合併後、確かに、ある程度の財政的なこうした基金も積んで行けるような状況の中で、積極的に見ていただいたら施設のハードの面だけではないんですけどね、例えば、ハードの面で見えていただいても、保育所なんかも新しくどんどん、きちっと整備もしましたし、学校の整備も行っておりますし、こうした施設、公共施設なんかの整備も行っていくことができましたし、町道なんかを見ていただいても、合併前できなかったところも、かなりのところで整備も行って、最低限のそうした整備ということは、まず優先的に住民の皆さんの生活に必要なところについて我慢してくださいと、これお金がないからできませんというようなことは、申し上げたつもりはありませんし、やっているつもりであります。

そこはよく、ご理解いただきたいと思います。

ただ、今、国として、そうした地方自治体の基金が、相当、私とこの町だけじゃなくて、特に合併をされたところの町というところの状況を見ると、同じような考え方でね、やは

り将来に対する1つの備えから、基金を積んで来ている状態で増えています。

だから、国から見れば、国は非常に大きな借金をして、毎年、例えば、交付税についても国債を発行して赤字の中で交付税額を何とか減らさないようにとということをしていると、そういう中で、地方の財政は、ある意味ではゆとりがある。地方のほうが豊かじゃないかというような捉え方を、逆に今、されているということで、そうした国から基金を活用したりして、もっと何かやりなさいじゃなくって、国の言い方は、交付税を逆に、減額を、それによってしたいという意図が、当然、あるわけですから。

私たちは、やはり国に対しては、先ほど申し上げたように、努力して、そしてきちっと将来のことを見通して、将来を考えながら計画的に、こうした財政運営を行っているんだと。決して、必要でないものを、お金を、基金を積んで何もしていないわけではありませんよと。

そういうことを申し上げていかないと、国は、地方のほうが財政上、豊かであるから、言わば、最終的には交付税を、その分減額しますよということまで持って行かれると、これは、今まで努力してきたことに対して、非常に町の将来を見通した時に、大きな、町にとって問題と言いますか、運営が立ち行かなくなっていく、財政が非常にひっ迫していく、将来的には原因になっていく可能性があるわけです。

だから、国に対しては、私たちは、常にそういうことを反論をしていかなきゃいけないというふうに思って、今、いろんなところでも、そういう話をさせていただいております。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 交付税を国のほうが、町の基金が多いから豊かなんじゃないかということで削減しようとする意図があるというのは、それは、ちょっと見え隠れしておりますので、町長が言われたように、自治体として努力した結果であって、交付税を削減される理由に使われるということについては、全国的にここだけではありませんけれど、異議の聲が上がっているというのも承知しています。そこは、頑張ってほしいと思います。

で、せっかく頑張って積み上げてきた、その基金ですけれど、それを、住民の方の要望に生かすということで、不可能ではないけれども、それが徐々に圧迫する可能性があるということで、いわゆる将来的なことを考えると、さまざまな施策に対して積極的になれないという、一貫したご回答だったかと思いますが、その点について、1つは一番目に上げている保育料の完全無料化については、これは相生市で子育てしやすいということで、子育て支援として取り上げられたり、給食費の完全無料化もそうですけれども、その結果、子育て中の若い世帯が移住というか、転居していくというような現象も起きて、社会的に人口が増えていくという、そういうことも起こっています。

佐用町において、半額、2人目からの保育料の無料であるとか、給食費の今、半額保護者負担を軽減しているという、その施策そのものは、一定いいんだけど、子育ての人たちが増えてくるという、本当に子育てしやすい町だということを訴える上では、もうちょっと、もう一歩踏み込んだほうが、私はいいいのではないかなと、住民の要望もありますし。

それから、給食費の完全無料化について、何でも無料にしたらいいいんじゃない。教育上。というふうにおっしゃいましたけれども、給食費は、先ほども丁寧に、なぜ、給食費、学校給食の意義ですね、7点にわたって紹介がありました。そのとおり。むしろ、給食費というのは、ただ食事、お昼、食べるというだけでなく、教育の一環であるということで、教育は無償というのが、日本の今の基本になっておりますから、そういう観点からいくと、

給食費の完全無料化というのは、私は、教育上必要だと思しますので、それは、要求としては大事だと思っておりますので、子育て支援のためにも、また、考えていただきたいと思います。

それから、町独自の奨学金制度の創設なんですけれども、この間、議会としても視察で行きました福井県。大野市ですけど、別の利神城跡のいろいろそういう関連で視察に行ったところではあるんですけども、そこで行われている奨学金制度の紹介を、私は、興味深く聞いたんですけども、奨学金制度としては、貸付制度になっております。

ちょっと、資料があれですけど、結の故郷奨学金事業ということで取り組まれておりました。大学への進学、そういうことに対して、大学、短大、高等専門学校、専修学校などに行かれる方に対して取り組まれています。

で、後また返すということなんです。後、将来、それを受けた人が奨学金の返済を…、まあ利子はないんですけども返済をしていって、それで返済の免除というのもあって、その市に帰ってきたら、そこで就職するとか、そういう、そこに戻ってくる、呼び戻すと言ったらあれですが、学校に行く時は学んで外に出るんだけど、学校卒業したら、そこに戻って来れやすいとか、そういう方に対しては、その貸し付けたものも払わなくてもいいというような、そういうような条件が付いていたかと思えます。

詳しいことは、また、その制度としてありますから研究してほしいなと思えます。佐用町で取り組むのに、また、参考にさせていただけたらと思えます。

で、福祉支援策の活用についてですけども、国民健康保険税の引き下げに、その基金を活用してはどうかという、その提案なんですけれども、国保については、先ほど、答弁がありましたけれど、いろいろと国保税の引き下げ、これは、もともとは国の負担率が大幅に減ってきたと、制度上仕組みを変えてきた中で、結果的に加入者負担が増えていくという、そういう仕組みになりました。

そこで、具体的に減額していく、1つの提案として、世帯の、これは全国知事会でも国に対して要請を行っている件です。以前も一般質問で取り上げさせていただきましたけれど、子供がたくさん増えることで世帯の人数が増えると均等割がかかって保険料を引き上げる、そういう仕組みになっています。そういう点で、子育て支援で、均等割の軽減を実施する自治体も全国では生まれてきています。

また、国に対しても全国知事会では、そういう制度として、子育て支援として、均等割の軽減を要望してきております。この点は、検討してほしいということで、以前、取り上げはいたしましたけれど、関係があれば、調査もしたいということも、その時は答弁だったかと思えますけれど、どんな現状でしょうか。その点、お願いします。

議長（岡本安夫君） この項目だけでいい？今の。

13 番（平岡きぬゑ君） （聴取不能）。

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵途典章君） 国の負担率、これは、いろんな制度の中で、介護もそうだし、国保とか、そういうものも、そうした保険者の保険料と、まずは、国なり町のそうした負担、そういうもので成り立っております。

そういう中で、私どもは、やはり全て国ができるというわけではないんですけども、できるだけ国の制度として、国の負担率を上げてくださいます。改善していただきたいという要望は、先ほど、お話しのように、全国知事会とか、また、全国議長会もされていると思

ますし、全国の町村会とか、そういう中で、それぞれ、毎年、制度運営について、国に対しての国庫負担率の改善ということで、要望をしております。

そういう中で、やっぱり国の制度として、きちっとでき上がっていかないと、佐用町だけが特別に別途、そういう制度を超えたものを、実施していくということ、これはやはり、こういう国全体でやっているような事業に対しては、非常に問題、かえって大きな問題が生まれてくるというふうに、私は認識しておりますのでね、だから、そういうことは、今、考えてませんと。基金を、使って、それを軽減するようなことは、考えておりませんという答弁を申し上げております。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 今、やれないと言われておりますけれど、実態として、その状況は、調査というかされておりますか。佐用町の状況なんですけど。そういう関係者がどれぐらいありますかということを知っているんです。

議長（岡本安夫君） 答えられる？今ので。

[住民課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 住民課長。

住民課長（敏蔭高弘君） 失礼いたします。

子供さんの実態でございますけれども、この実数につきましては、毎月、月報というふうなことで報告しております。その月報に基づいて言いますと、年々、子供さんというのが減ってきておるわけですが、この昨年、12月31日現在におきましては、15歳です。中学3年生までのお子さんが、186名ということで、前年100弱、全体では減ってきているということでございます。

そしてまた、町全体…、先ほど言いましたのは、被保険者ですね。町全体で言いますと、これも97名減っています。昨年12月31日現在では1,718名の方が、中学3年生まで在籍されて、前年3月末に比べますと97名という減となっております。

その人数の把握の調査はしておりますけれども、その均等割とか、そういったところの分の金額等は、まだ、把握等はしておりません。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 今のお答えは、国保加入者の中学生の子供さん、15歳の子供さん186人とかいう数字だったんですけど、均等割世帯で、人数が増えると均等割が、その保険税額が増えていく仕組みになっていくので、1人ではなくて2人か、兄弟があるという意味ですけど、そういう家庭がどんなふうな状況なのかお尋ねしたかったのですが、まあ、町長のほうが調査しなさいという指示をしていないのでされていないんですか。ちょっと、はい。

〔住民課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、住民課長。

住民課長（敏蔭高弘君） 調査の件でございますけれども、そういった中の具体的な世帯までの抽出というのは、件数等も多くございまして、具体的なところまでは、できていないというところでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 国保税を子育て支援にも役立てるという意味でも、ぜひ調査してほしいと思います。

で、先ほど、冒頭の基本になる基金ですけど、国保の準備基金も増額になっております。こうした基金も活用して、さまざまな目的に伴う基金だとおっしゃいましたけれど、その国保に関しては、そういう財源もあるわけですから、ぜひ住民の負担を少しでも軽減させていくという立場で有効な基金を、基金として活用してほしいと、そういうふうに思います。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 今、平岡議員が、国保の基金のことを申されましたので、一言申し上げておかなきゃいと、誤解があると困りますので、国保の基金が増えている。これは、国保基金が全く底をついてきて、やはり国保を運営する上で、毎年、給付というのは、必ずこれは待ったなしですから、だから、そういう中で、基金を何とか、ある程度持って行かないと運営ができないという中で、あえて、町が一般財源から繰り入れてきた、本来は、単年度で考えたら、その繰り入れについては、もう減額をしてよかったんですけども、しかし、2年目、3年目、将来、これからの継続した運営の中で、基金というものを何とか少しでも積んでおく必要があるという運営協議会の中で、そういうことも話をさせていただいて、それで、一般会計から、逆に言うたら、これその財政から町へ、その基金に繰り入れているんですからね、繰り入れたお金の中から、また、基金で造成したということ。このことは、十分にご理解をいただきたいと思います。

運営して余って、基金で積んでいるわけでは、決して、今の状況、国保の会計ではないということでもあります。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） もう1つ、その第7期介護保険料の負担軽減にも基金を活用してはどうかという提案なんですけれども、国の制度上、難しいということなんですけれども、特に、

今回、予算議会もありますから、ずっと協議はしておりますが、今回の上げ幅が大幅ですし、負担が増えるということで、住民の暮らし向きがよくなっている状況ではない中で、住民負担を増やすということについては、重大な問題があるというふうなことで思っています。

で、介護保険料の負担軽減の件は、その仕組み上、収入として基金の繰り入れはできないというようなご回答かと思いましたが、介護保険に対しても、その町からの、町というのか、自治体からの一般財源を繰り入れることについては、国のほうは、それは自治体の考え方でやっていただけたらということの回答が正式なものです。ですので、考えてほしい。

この、ちょうど第7期は、近隣も含めて介護保険料の基準額が、それぞれ出てきています。そういう中で、すぐ近くの宍粟市さんの場合、ちょっと教えていただいたんですけど、介護保険事業の基金の取り崩しも計画の中では組み入れられている、そういう試算というのか、介護保険料の基準額を決めていく上で、そういう取り組みがされています。

そこらへんは、佐用町では考えてほしいんですけど、どうなんでしょうか。考えを伺います。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） 宍粟市の件でございますが、基金を充当して介護保険料を少しでも負担軽減を図るといったことだろうと思うのですが、宍粟市が充てているのは介護保険の給付の準備基金でございますから、介護保険特別会計で介護保険専用に扱っておる基金ということでございますので、それはそれで、当然、そういう基金がたくさんあれば、そういう方策をとるのは当然でございます。

で、佐用町はと言いますと、ご承知のとおり、この3月補正の時点で、残額がもう600万円ほどしかないと思います。ですから、それを、当然そこに基金が3,000万円なり6,000万円なり余っておれば、第7期の保険料に少しでも負担軽減が図れるように、それらを充当したわけでございますけれども、そのような状況には、佐用町の場合はなかったということでございますので、その点は、ご理解いただきたいと、かように思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） たくさんの項目がありましたので、要は、住民に対して、さまざまな暮らしを守るという立場で、町の大事なお金は使って、有効に活用していただきたいということを発言して、2つ目の項目にいきたいと思います。

2つ目の2項目目は、南光歯科保健センターの閉鎖後の運営についてです。

佐用町南光歯科保健センターは、存続を求める住民の声がある中、この3月末で閉鎖いたします。閉鎖後の同センターのあり方についてをお伺いします。

①つに、要介護者や障害者などの歯科診療と訪問歯科診療は、どうなりますか。

②つ目に、全町民を対象に、乳幼児から成人までの一貫した歯科予防で自分の歯を一生保つことができる取り組みについては、どうなりますか。

③点目に、関係者への周知は、どのようにされるのか。

その3つについて、よろしくご回答お願いします。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、南光歯科保健センター閉鎖後の運営についてのご質問にお答えをさせていただきます。

閉鎖後の南光歯科保健センター運営につきましては、平成30年4月からは、一般歯科診療を廃止して、予防・啓発・指導事業及び訪問歯科診療に特化した体制で運営を行う予定でございます。

まず、①点目の要介護者や障害者などの歯科診療と訪問歯科診療はということですが、要介護者や障害者などの歯科診療のうち、これまで行ってきた一般診療については、佐用郡歯科医師会に協力を依頼して、新たなかかりつけ歯科への受診を勧めており、引き続き町内の歯科医療機関で、歯科受診が受けられるように、連携を図っております。

要介護者や障害者などの訪問歯科診療は、要介護者等の実態把握を行うとともに佐用郡歯科医師会、佐用町地域包括支援センターなどの関係機関と連携をし、要介護者の訪問歯科診療や訪問指導などの医療・介護が地域で担えるように地域包括ケアシステムの一環として推進していきたいと考えております。

訪問歯科診療は、本人、家族や担当ケアマネジャーがお口元気連携票を活用し、佐用郡歯科医師会に依頼を受ける流れになっており、訪問歯科診療に取り組んでいただいている歯科診療所等がありますので、佐用郡歯科医師会と南光歯科保健センターとが連携して、引き続き訪問歯科診療を継続をいたします。

②点目の全町民を対象に、乳幼児から成人までの一貫した歯科予防で自分の歯を一生保つことができる取り組みについてということではございますが、この取り組みにつきましては、南光歯科保健センターで、平成30年度から予防・啓発・指導事業に特化した体制といたしますので、健康増進計画に定期検診を受けて、8020を目指そうと掲げているように、生涯を通じて食事や会話を楽しみ、充実した生活を送るために、適切な口腔ケアを身につけ、咀嚼・嚥下機能など口腔環境を整えるため乳幼児期から高齢者に至るまでの一貫した歯及び口腔の健康づくりを推進し8020を目指すことといたしております。

一生涯の歯の健康のもととなる、妊娠期における歯科保健の強化として、平成30年度から町内の歯科診療所等において妊婦歯科健診を受診していただく際の助成も行って健診から治療につなぐこととしております。

歯科医療機関へ受診し、疾患の早期発見と早期治療を行い個別の歯科保健指導を受けることは、健康なお子様の出産に向けた健康づくりの第一歩となり、この受診が、かかりつけ歯科医をつくるきっかけとなるというふうに考えております。

幼児期の歯科保健につきましては、1歳6カ月児健診、2歳児教室、3歳児健診における健診結果とむし歯テストの結果から、個別の歯科保健指導の充実を図ります。

また、3歳児以降のむし歯予防対策といたしまして、3歳児健診後、町内で歯科医療機関でのフッ化物塗布の助成を行っており、かかりつけ歯科での定期的な指導を受けるきっかけとなっております。

保育園での歯科保健指導の回数も増やして、歯科保健の強化を行ってまいります。また、幼児期のむし歯予防については、生活習慣等の改善が望まれますので保健師・管理栄養士・歯科衛生士の連携を図ってむし歯予防の取り組みを進めていきたいと考えております。

成人期における歯科保健といたしまして、昨年度の特健診時における歯科問診の結果

から、77パーセントがかかりつけ歯科医があり、継続的な歯科受診傾向が定着をしております。その中でも、日ごろ、歯科受診が困難な方における、歯科健診の機会として歯科衛生士による指導の充実を図って、歯科医師の健診につなげていきたいと考えております。

③点目の関係者への周知ということについてでございますが、かかりつけの患者につきましては、一般診療閉鎖のお知らせをはがきにて通知をいたしております。

受診中の患者さんへも、歯科医師や歯科衛生士から説明をして、4月までに次の歯科医療機関への受診準備を進めていただいております。

特に、高齢者につきましては、さよさよサービスなどの外出支援サービスを利用した受診や歯科相談も行っており、紹介状等の提供も実施しておりスムーズな移行ができるというふうに考えております。

また、広報紙やホームページでも南光歯科保健センターの一般診療閉鎖のお知らせをして、広く町民へも周知していきたいというふうに考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、再質問、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 一番新しい広報で、私も、ちょっと見るのが遅くなったんですけど、南光歯科保健センターの一般診療を終了しますということで情報提供がされました。というかされています。

ここで4月からのこの文書の中で、要介護者及び障害者などの在宅訪問診療、それから、訪問指導は引き続き実施します。

で、地域包括ケアシステムの一環として、医科歯科連携を推進しますということで、そういう健康福祉課からのお知らせがあります。

そこで、従来から、そこを利用されている方に対しては、はがきによって、閉鎖しますよということの通知があり、また、いろいろ相談があったら直接してくださいということではあったんですけども、特に障害者の方などの歯科診療、ここで受けられている方がありました。この方々については、引き続き、その歯科保健センターで治療が受けられるのでしょうか。その点、ちょっと確認をしたいのでお願いします。

[健康福祉課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 当然、一般診療を廃止しますので、通常、こちらの保健センターに受診されていた方は、通いで来られていた方については、新たなかかりつけ歯科医を進めております。また、紹介状も書かせていただいて、新しいかかりつけを持っていただくようお願いしております。

ですので、歯科保健センターでは診療しません。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 歯科保健センターの最初の閉鎖はするけれども、一般診療は廃止すると。

ただし、障害者であるとか、それらは除くという形で、医師会のほうからの答申は出ていて、それを受けて、町のほうは対応されているというふうに、私は理解したんですけど、それは違うんですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 医師会からの答申は、そういう形の記載もございましたが、いろいろ医師会とも議論した結果、在宅の、いわゆる訪問診療をしないと受診できない方を特に特化する体制をとるということで、通常、何らかの形でセンターへ来ていただいた方は、新しいかかりつけ歯科医を持っていただくという、また、施設入所等されておる方につきましては、当然、その施設におきまして協力歯科医というのがおられますので、その範疇で受診していただけたらと考えおります。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 歯科保健センターの 30 年史の中で紹介されている 1 節ですけど、その南光歯科保健センターの開設につながった経過として、その医師会であったり、歯科訪問診療をやっていく中で、通常の歯科医療機関では対処に限界があるので、受診が困難な方に対応するためには、そのセンターが必要だったということで、開設につながったという紹介があります。

これは、ずっとセンターが運営されている間、生きてきて、この答申も、それを踏襲する形で、私はやっているなど、なったんだなというふうに理解しておりましたが、それは、間違った理解だったということですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 当初は、そういう形で開設されたというふうには聞いておりますが、現在、町内の歯科診療所等、どこの診療所でも障害者の方も受け入れ、当然されておりますので、特に、特段、歯科センターでないと、車椅子が入らないとか、階段で歯科診療が受けれないとかといった診療所はございませんので、当然、そういう一定の役目は終えたのかなということで、今回は訪問、在宅で寝たきりであるとか、そういう形の訪問を残した形の、残された分を南光歯科保健センターが担うという形にしております。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 一般診療のあり方で、普通の歯医者さん？民間の歯医者さんができることを重複しているから、それはなくしていくんだということで、歯科保健センターの

診療のあり方について、そういう形がとられたというふうに思っていたんですけども、そうではなくて、全てしないと。診療そのものは歯科センターではやらないということに、そのような課長の答弁ですけど、それでいいんですか？

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵途典章君） そのことは、平岡議員、今、そんな私は、そう思っていないんですけどというふうに言われますけれども、訪問診療に特化するということ、このことはずっと申し上げてきましたし、障害者の方の診療が、一般診療ではないという考え方というのは、それは私は、ちょっと間違っているんじゃないかと思うんです。

障害者、障害を持たれている方においても、それは通常、歯科の歯科医院に、それぞれ受け入れも、当然、どの歯科医院さんも診察をされております。診療もされておりますし、これは一般診療じゃないですか。

だから、この寝たきりになって起きれない。移動ができない。そういう方は、なかなか、全部の診療機関が、そうした対応ができないので、訪問診療については、これを行っていくという。ただ、そういうところも、歯科医師会の中の先生方の中でも訪問診療も徐々に実施していこうということで、取り組んでいただいている歯科医もできているわけで、将来的には、そうした対応も可能ではないかなと思っておりますから、今、ちょっと、私、話聞かせていただいて、少し、そのへんが、非常に大きな誤解と言いますか、その考え方についての違いがあるんじゃないかなと思います。一般診療だというふうに、私は思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 歯科保健センター開設時に比べて、その診療所を閉鎖する理由の1つとして、歯科診療所が充足しているということで、そういう役割は、もう終わったんだと、そういうことを大きな理由にされていまして。

で、そこで、町内の歯科医院の現状というのを、今、どういう状況になっているのか、具体的にお示しいただけますか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 町内、歯科保健センターを含めて、8つの歯科診療所がございますが、そのうち、ご存じのとおり、武内歯科は、この4月だったか、ちょっとはつきり覚えていませんけど、一応、休診から廃止をされております。

あと6つの診療所においては、今までどおり診療をされるというふうに聞いておりますので、その中でも佐用共立病院、それから尾崎病院さんの歯科につきましては、こちらが考えておるような訪問歯科診療も既に行われておられますので、特段そのへんは、そこ以外で、どうしてもという場合に、多分、歯科保健センターの訪問歯科診療という形が出て

くるのではないかと考えております。

当然、かかりつけを持たれていない方もおられますので、そういうところに関して、歯科保健センターが訪問診療という形で、担っていくというふうに考えております。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） で、センターが一般診療を終了して、今後、その地域包括ケアシステムの一環として、医科歯科連携を推進して、やっていくということで、その具体的な予定、もう3月すぐ終わりですから、そこらへんは、具体的に、終了だけしましたよと。それで後、要介護者の実態把握であるとか、そこらへんの動きというのか、あり方は、今、どういう状況になっているのですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 今まで、歯科訪問診療等も、年間、昨年の実績で10件弱ぐらいを行っておりますが、その中で、まだ、完全な要介護者等の実態把握調査等ができておりませんので、そのへんも含めて…、と言いますのは、このセンターの管理者、歯科医師の先生、新庄先生におかれましては、佐用町の場合は、訪問関係のセンターだけでなく、町内の歯科診療所で、介護保険に基づくような居宅介護療養指導というのが、町全体ですが、歯科だけではございませんが、医療に関して、あまりされていないというご指摘もありまして、実態を把握、とりあえず4月以降、早急に、そういう実態把握調査を行いまして、その中で、当然、ニーズ調査も含めて行う中で、当然、訪問診療をしなければいけない方が出てきますと、今までどおりの医師会が行われております、先ほど、答弁の中にもあったと思いますが、お口元気連携票という形を利用しまして、かかりつけであれば、当然、かかりつけの先生に行っていただく。地区担当の歯科医師の方もおられますので、そういう地区担当の先生に、まず、お願いする。

で、どこのかかりつけもない、地区担当も、ちょっと忙しいから無理というようなことであれば、当然、その場合に、南光歯科保健センターが訪問をしていくという形をとるよう考えております。

それから、地域包括ケアシステムというのは、ご存じのとおり、国が介護保険等では、もう既に進んでされておりますけど、20分とか30分圏内で行ける、そういう圏域をもちまして、その中で、医療、介護、住まいとか、それぞれが連携して行うのですが、佐用町の場合は、旧町を圏域として行っておりますので、私ども考えておりますのは、旧町単位の歯科医師さんの先生方もおられますし、病院もありますので、その中には特養さんがおられたりとか、いろいろありますので、その中で地域包括ケアシステムの構築のほうへ進めていきたいと考えております。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） センターの、その訪問の関係については、今の段階では、その程度だということですね。わかりました。

じゃあ、3点目の就学援助制度について、お伺いしていきたいと思います。

ちょっと、お待ちくださいね。すみません。

就学援助制度は、法令に基づき民生委員の助言をやめるべきだと思いますが、この点について、どうでしょうか。

②つ目に、就学援助制度の入学準備金は、必要な時期に支給すべきと考えるものですが、この点についても、この点について、ご回答よろしく願いいたします。

議長（岡本安夫君） 教育長、答弁をお願いします。

〔教育長 平田秀三君 登壇〕

教育長（平田秀三君） それでは、次に、平岡議員からの3番目のご質問でございます就学援助制度について、お答えいたします。

まず、①点目の法令に基づき民生委員の助言をやめるべきだと思うがどうかについてお答えいたします。

議員の言われるとおり、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律施行令等が一部改正されまして、平成17年4月1日から施行されております。

これによって、準要保護世帯に対する国の補助が廃止をされ、市町村などに対して、地方交付税措置となり、一般財源化されましたが、学校教育法では、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定されていることから、本町では、佐用町立小中学校児童生徒等の就学援助に関する規則に基づいて援助を実施しているところでございます。

規則第6条第1項に、必要があるときは、民生児童委員、就学学校長等の意見を求めることができると規定しており、本町の場合、基本的に民生委員からの所見をいただいております。

その理由といたしましては、民生委員は申請者の近隣にお住まいで、生活の状況等を承知されていることと思いますので、ご存知の範囲でその状況等を教えていただくためでございます。もちろん、承知しておられない場合は、その旨報告をいただくこととなりますが、その場合には、教育委員会による申請者への聞き取りや調査を行った上で、認定審査を行います。

また、申請者は、基本的に経済的に困窮している方ですので、民生委員法第14条に基づき、委員の方々には、その生活状態等を事前に把握していただき、万一の事態の際には、ただちに相談や助言、援助等を行っていただくために、民生委員による対象者の把握は必要であると、このように考えております。

もちろん、民生委員は、その職務を遂行するに当たり、知り得た個人の身上に関する秘密を守らなければならないと法で定められておりますので、申請者には安心して、ご相談いただきたいと、このように思っております。

次に、2点目の入学準備金は、必要な時期に支給すべきと考えるがどうかのご質問に対してお答えいたします。

入学に際しては、多額の費用が必要なことは承知しておりますが、規則においても、新入学児童生徒学用品費として新1年生に対して給付する費目を設定しております。もちろん、新入学用品費ですので、入学前に準備されていることは承知しておりますが、要保護・準要保護の認定は、申請に基づき行っており、認定審査に際しては所得の状況の把握が必

要なため、前年の源泉徴収票が提出可能な毎年1月末を認定申請の期限として、2月下旬の定例教育委員会において審査しております。

また、昨年12月25日開催の第9回定例教育委員会において、規則の一部改正を行い、新入学児童生徒学用品費については、入学の前年度に支給できるようにしたところではありますが、先ほど申し上げましたとおり、事務処理期間を考慮しますと、支給の時期は最速でも3月となります。従来からの早期の支給に努めており、4月に支給していたことから、実質は1カ月しか早くなっていないこととなります。なお、認定審査に際して書類の不備等によって2月に認定ができなかった場合には、当然、4月以降、当該年度での支給となってしまいます。

以上のことから、ご質問では、必要な時期にというご提案でございますが、新入学用品のうち、最も高価なランドセルは、多くの方が夏に購入されており、この時期に支給しようとしても、申請手続きと認定審査処理の点から無理がございます。そのため、手続上、最速である入学前年度の3月に支給する現行の制度について、十分ご理解いただきたいと、このように思います。

以上で、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員、再質問。

13番（平岡きぬゑ君） 就学援助制度を、その法令に基づいて、先ほど言われたように、施行、削除されるという形で、民生委員さんの助言を求めることができるという文言が削除されています。

ですので、法的根拠がなくなっておりますので、その点は、従来のやり方を踏襲されていることについて、改善を求めたいと思いますが、就学援助制度で、先ほどのご回答にもありましたように、所得、要保護の準用の方の場合は、前年度所得を基準にしているということで、明確な基準もあるわけですし、そういった点から、認定に当たって支障がないのではないかと思いますので、その点は、よろしくお願ひしたいと思います。

前年度の所得なんですけれど、従来から、いわゆる生活保護世帯の何倍という形で、来ておりましたけれど、そのへんは変更ないんですか。現状、同じであれば、それはそれで、どんな状態にあるのか、答弁を加えていただきたいと思いますので、それは1つお願ひします。

それと、必要な時期に、できるだけ早く必要とする時に支給すべきであるということで、入学前に、入学準備金として、実施されているのが全国的な統計ですけれども、去年の平成29年度において、その実施する自治体が、兵庫県の場合は、小学校で41パーセント、中学校で49パーセントが、その必要な時期ということで、早めに就学援助制度、入学準備金は早めに支給されているということで、佐用町の場合は、この41パーセントなり49パーセントの中には入っていないということなんですね。ちょっと、確認です。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育課長。

教育課長（谷口俊廣君） 何点かご質問ございましたが、まずは、いわゆる倍数ですか、1.3倍で変更ございません。

それから、国の法令によって、国の補助金がなくなった段階で民生委員さんの関与がなくなったということの中で、町がなぜやらないのかというご質問だと思うんですけど、答弁の中にもございましたが、これは規則の中で、民生委員さんの意見を聞くことができる。これは、1つには、認定審査に当たっては、いわゆる12項目の基準がございます。で、これを、例えば、機械的に、先ほどの1.3倍とか、一緒に含めて機械的にやるということをお教育委員会では考えておりません。やはり、実状によっては、そこらへんは、できるだけ認定をしたいという姿勢で、教育委員さんに審査をしてもらっておりまして、その中に、やはり実状把握ということで、民生委員さん、学校長の意見というものを非常に重視していますので、そういう意味で、機械的な審査ではないというふうに、ご理解いただきたい。そのために民生委員さんの（聴取不能）詳しい所見をいただいております。

議長（岡本安夫君） 就学前は、

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 先ほど、議員のほうから、41パーセントと言われたの、ちょっと私、聞きもらしたかもわかりませんので、どの調査かはわかりませんが、答弁の中でも申しましたように、昨年の12月に定例の教育委員会を開きまして、一部改正を行いまして、新入学児童生徒用品についての入学の前年、要するに3月に、何度も言いますように書類の審査がありますから3月。これまでは4月だったわけですね。それが、3月からできるようにしましたよというように答弁したつもりだったんですよ。

〔平岡君「ああ、そうですか。わかりました」と呼ぶ〕

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 3月ということは、入学前に支給が実施されるということで、私が言った、その数字というか、調査の結果というのは、文科省が各都道府県委員会を通じて、市町村の教育委員会に対して調査を実施した、その数字なんです。

なので、教育委員会のほうでは、その調査を受けているとは思ったので、小学校で17、それから中学校では、以前からしているものと合わせて20校で、全体で49パーセントが、実際に必要とする前年度というのか、入学前に支給しているということなので、佐用町は、この年度、平成29年度から、そういうことになったということで、わかりました。前進したということで理解できました。はい、わかりました。

それで、機械的に就学援助制度をやらない。だから、民生委員さんの助言を受けるという規則があるから、それに基づいているという回答でしたが、現在、その機械的にやらないということで、基準に満たってないけれども、いろんな意見を聞いてしたとか、そういう例もあるということなんだろうと思いますが、小学校なり中学校の実態としては、今、就学援助制度の受けている人というのは、割合は、どんなふうになっていますか。現状でお願いします。

[教育課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 教育課長。

教育課長（谷口俊廣君） 平成 29 年度の実績で申し上げます。

児童生徒数の総数 1,059 人で、準要保護、いわゆる就学援助を認定し、支給している、まず、児童が 695。中学生生徒が 364。合計…すみません。申し訳ございません。

今のが生徒数ですので、今のがすみません。児童生徒数が申し訳ございません。小学校が 695、中学校が 364、合計 1,059 人で、認定していますのは、小学校が 27、中学校が 16、合計 43、率で言いますと、合計で 4.4 パーセントというふうな状況でございます。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 実態がわかりました。

以前、教育長が変わられる前の教育長は、早くから私も就学援助制度について、議会取り上げてきました。その時の教育長答弁は、今が最善のものとは、捉えていないと。不備があれば改善していきたいという、そういう答弁をいただいております。

こういう立場で、また、現教育長も臨んでいただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

議長（岡本安夫君） 平岡きぬゑ議員の発言は終わりました。

ここでお諮りします。ここで昼食等のため、休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開を午後 2 時、2 時ちょうどから再開したいと思います。

[「(聴取不能)」と呼ぶ者あり]

議長（岡本安夫君） 早く終わりにたくない。ゆっくりしたい？

[「うん、うん、うん」と呼ぶ者あり]

議長（岡本安夫君） それでは、わかりました。少し、長かったんで、2 時 15 分から再開します。

午後 00 時 59 分 休憩

午後 02 時 15 分 再開

議長（岡本安夫君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

8番、金谷英志君の発言を許可します。

〔8番 金谷英志君 登壇〕

8番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。

私は、2点、地域づくり協議会の地域力アップを、どう図るか、町農業公社の設立の検討について伺います。

まず、地域づくり協議会の地域力アップをどう図るかについてですが、市町村の合併を機に全国で同時多発的に小規模多機能自治組織が発生し、本町でも地域づくり協議会が組織、編成されました。

2015年2月には、兵庫県朝来市などが呼びかけた小規模多機能自治推進ネットワークに全国から140の市町が参加、その後も参加自治体は増えています。このネットワークを呼びかけた島根県雲南市では地域自主組織こそ、まちづくり・地域づくりの主人公として、問題解決の実際的手段、住民たちが自分たちで考え、自分たちで働き、自分たちで解決する、行政はそれをサポートする立場という位置づけです。

本町の地域づくり協議会は次年度に、振り返りに取り組みこれまでを検証しこれからは生かすということですが、地域づくり協議会の考える、働く、解決するという地域力をどう強化していくのか伺います。

施策を立てる上で、まず、それぞれの地域の現状を知ることが基本です。そのためのカルテが必要ではないか。

自治会、営農組織、商工会、福祉団体、文化団体などとの地域づくり協議会との連携をどう地域力強化につなげていくのか。

地域づくり交付金の財政的支援がさらに必要ではないか。

以前にも質問いたしました、町職員のかかわりの強化と、施策を推進するリーダーの養成が必要ではないか。

町長の見解をお伺いします。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、金谷議員からのご質問、まず、最初の地域づくり協議会の地域力アップをどう図るかという点について、お答えをさせていただきます。

本町では、平成18年4月に、旧小学校区単位に13の地域づくり協議会が設立をされました。

地域と行政が協力し、それぞれの責任と役割を尊重しながら地域の課題解決に当たるため、協働のまちづくりという基本概念のもと設立された住民自治組織でございます。

設立より約12年が経過をし、事業を進めていく中で、協議会ごとの個性も生まれ、それぞれの地域にあった協議会の運営が展開をされ、さまざまなイベントの実施、地域課題への対応など精力的な活動を行っていただいております。

一方で、組織の硬直化や事業のマンネリ化、住民の参画意欲の低下や後継者不足など、さまざまな課題も生じてきております。

そこで、地域づくり協議会について、地域・行政の双方がこの12年を振り返り、今後とも継続していける組織を目指して、この平成30年度より、振り返りの取り組みを開始す

る予定でございます。

さて、まず第1点目の施策を立てる上で、まず、それぞれの地域の現状を知ることが基本であるため、カルテ等が必要ではないかとのご質問でございますが、今回の振り返りの取り組みでは、まず、地域づくり協議会ごとに事業・運営・組織体制などの具体的な状況及び課題や悩み、これまでの成果などのヒアリングを行い、地域の現状を取りまとめて、共有することから始める予定でございます。

その上で、ヒアリングにより収集した地域のデータと行政から提供できるデータなどをもとに、地域づくり協議会ごとにこれまでの活動を振り返り、今後、想定される地域課題や地域の将来像を探っていければというふうに考えております。

カルテといったデータ票をつくることを、当然、目標とするのではなくて、地域の方々とともに、収集した地域のデータなどを活用して地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に2点目の自治会、営農組織、商工会、福祉団体、文化団体など地域づくり協議会との連携をどう地域力強化につなげていくかとのご質問でございますが、既に、各地域づくり協議会においては、各種団体を運営委員の構成メンバーや任意団体などとして登録をし、それぞれ分野の特性や強みを生かすことで、地域ごとの個性を生かした地域づくり活動が行われております。

また、今回の振り返りの取り組みによって、新たな課題や事業の掘り起しがあつた場合には、その内容によって、新たな関係団体や事業所、アドバイザー等との連携を検討して、協議や調整を行うことが必要になってくるものと考えております。

各種団体などとの連携を図ることで、世代を超えた人材の確保やアイディアの多様化など地域づくり協議会の活性化が期待できるとともに、災害などの有事の際には、日ごろの連携が迅速な対応につながることを予想されるため、さらなる連携と強化を支援してまいりたいと考えているところでございます。

次に、3点目の地域づくり交付金の財政的支援がさらに必要ではないかということでございますが、町では、まちづくり基本条例第16条に定めております必要な支援の1つとしまして、今現在、総額で約3,000万円の地域自治包括交付金を予算計上させていただいて、地域づくり協議会ごとの地域づくり活動に対する助成を行っておりまして、さまざまなふれあいイベントや課題解決事業などに取り組んでいただいているところでございます。

また、既に多くの地域づくり協議会で活用いただいております県などの地域づくり活動に対する助成金や補助金なども、これまた、ぜひ活用をいただいて、より充実した活動が行えるよう、引き続き必要な情報提供や助言を行ってまいります。

自分たちの地域を守り育て、子供たちの世代へと受け継いでいくために必要な知恵やアイディアを地域と行政がともに出し合い、工夫を凝らして、より充実した地域づくり活動が行えるよう、これまで同様支援をしてまいりたいと考えております。

最後に4点目の町職員のかかわりの強化と施策を推進するリーダーの養成が必要ではないかとのご質問でございますが、地域づくり協議会設立から12年が経過する中で、地域・行政ともに協働のまちづくりへの参画意識が希薄になってきていること、これは、今後の地域づくりを行う上で、問題であるというふうに考えております。

後継者不足や人材育成に悩んでいる地域が多い現状を鑑みて、今後、研修会やワークショップなどを通じて、意識の醸成を図るとともに、地域リーダーの育成、また、職員のスキルアップを図ってまいります。

あわせて、地域づくりアドバイザーなど外部人材の活用によって、地域と行政をつなぐ中間支援システムの構築なども検討をしてまいりたいというふうに考えます。

少子高齢化や過疎化に伴い集落の維持が困難になる中で、地域づくり協議会の果たす補

完の役割が今後ますます重要になってくるというふうに思われます。

誰もが、住みなれた地域で生き生きと暮らしていくために、将来に向けた地域づくり協議会のあり方を地域の方々とともに見つめ直してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、この課題に対する答弁とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員、再質問。

8 番（金谷英志君） 最初のカルテづくりの提案ですけれども、カルテにする、この間、議会としても、篠山市、城の視察ということもあつたんですけれども、まちづくり全体の視察ということで行きました。

その時にも、篠山市では、地域ごとのカルテというか、人口の基礎的な人口の分布要図とか、それから、その地域地域の産業の様子とか、佐用でも、その町中とか、それから周辺部については、ちょっと、条件が違ふということもありますから、それぞれの地域づくり協議会の現状を知る。

出してもらつて、データの中で、それを数値化する上でも、私は、基本的なカルテというのか、項目を決めたものをして、ある程度、その中でデータがよりはっきりしてくると。課題もはっきりしてくると思ふんですけれども、その点は、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 当然、これまでの 12 年間にわかつて、それぞれの地域づくり協議会が、いろいろな活動に取り組んでいただいて、そうした経過というものを、これを振り返つて見つめ直すと、そして、その中から、また、新たな課題を検討していきたい。つなげていきたいということなので、そうした分析をしたり、データを整理したり、それが、カルテというのは、決してお答えさせていただいたように、それが目的ではない。手段でありますので、それが必要なら、また、そういうカルテのような形で、整理をしていくということ、それはしていただければいい。

ただ、それを、まずしなきゃいけないとかという問題ではないというふうに思ひます。

皆さんが、同じように共通理解したり、整理ができて、また、そうした課題が明確に洗い出しできれば、そういうことで、いいのではないかなというふうに思ひますから、そこは、平成 30 年度にそうした取り組みを、各地域づくり協議会ごとに、一緒に、それまた、情報交換して、一緒に協働して議論していただく場合もあるとはおもふんですけれどもね、それぞれが工夫をしていただければいいことかなというふうに思ひます。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） これから課題をはっきりつかんだ上で、施策に生かしていくということで、町長言われるように、そうなんです。

それ、カルテつくることが目的ではありませんから。（聴取不能）をしっかり認識することが大事だと思ひます。

それで、地域づくり協議会を構成している、いろいろ農業団体なり、自治会は、当然ありますけれども、中で、先ほどの質問の中でありました雲南市というところが、私、これ参考になるかなと思って、今度、振り返りをされるとこの島根大学の関係者の方、教授ということで、島根県が、大体その地域づくり協議会というのか、それぞれの地域で活動をするには、島根県は本当に進んでいるようなところがありますから、ちょうど、その振り返りに、島根県の教授の方が携られる、かかわってこられるというのは、いいことかなと思います。

島根県の雲南市というところがあるんですけども、雲南市というところが、地域づくり協議会の中で、どういう組織があるかということ、地域づくり地域の振興、それから、地域福祉、それから、生涯学習、その3つを、3つの柱を上げてやっているんですね。

そういう中で、先ほど上げました商工会や地元の自治会なんかでも連携していく中で、1つ、そのやっぱり、私、町の職員のかかわりも、今以上に、ここの雲南市なんかでは、地域づくり担当職員による支援ということで、地域づくり、元々は、ここの雲南市では公民館活動、佐用は旧佐用町で公民館活動もやられていますけれども、公民館が、その地域づくり協議会に移行していったということもありますから、職員のかかわりが、初めからそういうふうに濃いというか、地域づくりの計画段階、それから、課題を検証する上でも、職員が非常にかかわってくるということが多いんですけども、先ほどの町長の答弁の中でも、職員等もかかわっていくということがありましたけれども、いっその職員が、地域づくり協議会が行政を進めていくというのの補完という、補完は補完なんでしょうけれども、もっと補完と言わずに、雲南市では、もうこれが主役だというように、地域づくりの主役だというような、雲南市の位置づけもありますから、職員のかかわりを、もうちょっと強化するというのか、その方向で、これから振り返って、そういう方も出てくると思うんですけども、今の現状では、どうでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 私、佐用町の地域づくり協議会も、それぞれ専任でずっと常勤の担当じゃないですけども、職員も担当課、また、支所が一緒にかかわって、いろんな一緒に活動、協議もし、いろんな検討もしてきておりますのでね、以前の公民館活動なんかも、そういう形だったと思います。

ただまあ、今、最初に金谷議員が全国的に、そういう組織が増えて来て、特に、小規模多機能の自治組織と、ただ、行政が非常に大変難しいというのは、そうした、今、私は、そうした組織をつくっていかざるを得ないというのは、これから、一々、何でも行政として、行政がかかわって、行政が行っていかなきゃいけないと、その行政が行うことが非常に昔と比べたら増えたわけですよ。

だから、それに対して人口の減少と、また、財政的にも、そうした行政があらゆることに、行政の責任で職員を置いてやっていくわけにはいかないと、その限界の中でね、あらためて、やはり昔、以前の集落、地域での自治組織と、自治活動、こういうものの必要性ということが、まあ、言われて、見直されて、そういう活動、取り組みが住民の皆さんにとって、おいても、やはり理解をされて、そうした活動がされているところが、だんだん増えてきているのではないかなというふうに思います。

ただ、そのことが、これから行政、町が、全てほんなら、そうした機能として、自治組織に委ねてしまえるかということ、当然、そんなことはあり得ないところなので、どの分野で、

どんなことまでを積み上げて、その自治組織として取り組んでいただくか、責任を持っていただけるか。あと行政としては、どこまでやらなきゃいけないのか。そこらについて、その職員、そこにかかわっていく職員というのは、しっかりとした考え方を整理した上で、かかわっていかなければならないというふうに思います。

ただ、地域がやりたいから、やることだけに全てのことに、それを、また、行政がかかわっていけば、行政のほうだけでやったほうがいいのかという場合もできてしまいますから、ですから、そこらあたりが、今後の地域づくり協議会を進める上での方向性として、一番大事なところかなというふうに、私は、考えております。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8番（金谷英志君） この雲南市の課長がさんが、その地域づくり協議会、地域自治組織について、先進地だと、私、思うんですけども、その中で、インタビューに答えておられるんですけども、それで、自治という言葉、地域自治組織について、役所がやるべきことを地域に丸投げしているのではと、そういうふうなん。佐用町でも地域づくり協議会に、何ぼでも役所が仕事を言うてくるんやというふうな声も聞きますから、そういうことで、役所がやるべきことを、地域に丸投げしているのではというふうに、見えることもあると、そういうふうに聞かれて、最初は、そういう声もありましたが、最近は、ほとんどなくなりました。

それどころか、当初、何もやってくれないだった不満が、最近は、役所は何もやらせてくれないという不満に変わってきた。もっと、いろいろ権限を委譲しろ。俺たちに任せたいほうがうまくやるんだからというふうな、住民からも、そういう意見も出ている。

行政の立場は、全体を見据えて、公平な立場を、サービスを提供していかなければならないというのが根底にあります。課長さんの意見ですね。地域によって、場所によって、基本的人権が守られないようなことがあってはいけない。後は税金の公平な再分配なども行政の仕事だと思います。

だけど、広域合併すると、特にそう、佐用町なんかでも、合併すると特にそうですが、地域によって状況も課題も違うわけで、これで、これを行政で全て賄うのは限界があるし、効果も上がりにくい。地域独自にやったほうが、小回りもきくし、役所の公平主義に邪魔されることもなく解決しやすいというのは、実感として私の中にある。

ある程度、地域の自主、まちづくり協議会への、それぞれの自治に任せたいほうが、今の雲南市の課長さんは、取り組んでみて、やっぱりこのほうが実感としてよかったというふうなことがあるんですけども、この点について、この課長さんの意見聞いて、町長、いかがですか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵逄典章君） そこまで、地域自治としての住民の皆さんの、地域の皆さんの意識が、そういうところまで変わっていくということ。それは、そうなればすばらしいと思いますよ。

行政としても、当然、効率的に、また、公平にきちっとしなきゃいけない。

ただ、そのために、何でも、例えば、先ほど、いろいろとありましたけども無料化をしたり、行政サービスで何か経済的な支援をすとか、全て町行政がかかわって、行政の責任で、何から何までやらなきゃいけないんだということではなくて、町民としても、住民としても、自分たちが、やはり自分たちの、いわゆるお金、これを効率的に使い、また、必要なことに、地域にとって、必要なことに、それに使う権限といいますか、それを使っていく、そういう決定権というものを、自分たちが持ってやるんだということになれば、それは行政としては、逆に、非常にそれで住民の方が納得されて住民の方にとって、そういうやり方、地域自治を進めていくことが、これが選択肢として、そっちを選択されるんでしたら、町として、行政としては、そちらを、私も応援していけるようにしていっていいと思います。

だから、そういう意味で、それぞれ全てのことができないので、今、こうした活動をするための財源、お金についても包括交付金という形の形態をとって、その額が、将来的に、これがそれに見合うもの、住民の要求に見合うものかどうかということは、また、別の問題として、その交付金のあり方としても、できるだけ自由裁量、自分たちで考えてやっていただけるようにという方向性は変わらないという形でやっているつもりであります。

ただ、先ほど言いましたように、雲南市が、どこまで、それが進んでいるのか、私も詳しくはわかりませんが、方向性としては、やはりこれからの財政的にも非常に厳しい状況の中で、地域の皆さんが、そこまで考えてやっていただけるような意識が高まってくれば、それは地域づくり協議会の1つの大きな活動の成果だというふうには思いますけど。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） やっぱり、行政がやることもあるんですけども、その住民の意識が高まれば、そういうふうな、こういうこともやりたい。基本的な、私、住民サービスは、公平にやらなあかんと思うんですよ。それ、地域ごとに、そのような課題があるならね、それを課題を解決していくほうが、より効率的かなと、その住民の満足度も高まってくるのではないかなと思います。

先ほど、その交付金のことも出ましたけれども、その雲南市の課長さんが言っているのには、地域に分権、委譲して、やってくれということを進めていく上では、コストアップにつながるのではないかとというふうに聞かれて、コストは確かに増えるというふうに答えられています。かなりの額を地域に委譲して、それぞれのところで機能を果たす形になっています。

それぞれに渡す、佐用で言えば地域づくり交付金が、それぞれの地域に交付する額は増えていると、それでも、そのほうが町全体としては、市全体としては、その機能を果たすということになっていると思います。

その中で、財政当局から予算が膨らむじゃないと言われるんですが、施策の効果を高めるために、財源の使い方を変えるのだと考えればいいと。まだまだ、地域自主組織のスタッフの人件費も上げていきたいというふうに答えられている。

その地域づくり協議会の地域づくりに財源なり権限なりも委譲していく中で、町全体の課題も解決して行って、施策が進められるというふうになっておりますから、先ほど、町長言われましたように、それぞれの課題を見つけて、それに対して解決していく分については、やっぱりコスト高になっても、それぞれの地域で、これをやりたいということになれば、それが、町全体の振興につながるのであれば、交付金の増額も考えるというふうな

ことで、先ほどの答弁は、それでよろしいのでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵途典章君） 活動についての交付金について、今は、これをすぐに増額するというような答弁をさせていただいたつもりはないんですけれども、前からお話しさせていただいているように、逆に交付金があって、それを実際に活動するのに当たって、非常にそれが負担になってくる。逆にね。

先ほど、言われるように、町がしてくれ、そういうふうに積極的に、こういうことに取り組もうという意欲を持って、全部のところができるばいいんですけれども、その地域づくり協議会においては、なかなか、今の現状からすると、だんだんと、そういうことへの参加の意欲も薄れている部分もあったり、また、後継者がなかったり、また、世話をさせていただき役員の方の負担も、負担感というの、非常に、だんだんと大きくなっていく部分もあるわけです。

ですから、町としては、そこらあたりも含めて、改めて、地域づくり協議会という、こういう組織が、今後の地域行政、特に、地域のこういう自治活動において、重要だということ、改めて、また、皆さんと一緒に考えていただくということになります。

その中で、特別に地域において、こういうことを、みんなで取り組むことで、皆さんの意識というものが高まっていく。また、それを1つのモデルとして、地域を盛り上げていきたいんだというような提案が、中から出てくれば、私は、それに対して、行政、町としても、財政的な、当然、支援というものは一律じゃなくって、協議会ごとの中身を、よく協議した中で、議論した中で、皆さんの理解が得られるのであれば、また、そういう方向で議会にも提案をさせていただき、予算化をするというようなことも、当然、考えていきたいと思っております。

ただ、今、12年、大体毎年のような、同じぐらいな、ここ何年間か、そういう中で1年間の活動計画というものを、それに伴う予算、これも決して少ない額ではないと思います。今の活動の場から見れば、そういうコミュニティ活動とか、イベントとか、そういうものにおいては、かなり他の自治体、どういう形でされているのか、どこも同じようなこともされていると思うんですけれども、そういう中においては、総額3,000万円というお金は、決して少ない額ではないとは思っていますけども。

ただ、この額だけでできないこと。こういうことあれば、別な枠を設けますということも、既に、今でも地域にもお話をさせていただいておりますので、それについては、変わらないというふうに考えていただければと思います。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） 先ほどの町長の答弁の中でも、活動がマンネリ化している部分もあると言われます。

新たに、今度、地域づくり協議会の中で、何をしたいかというようなことが出てくると思うんです。

1つの目安としては、研修なんかにもされている。これがやりたいから、次、こんなこ

とを勉強したいということで、研修もいろいろされていると思うんですけども、課長にお聞きしたいんですけども、最近、直近で結構ですから、どんな研修に行かれているか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 全ての協議会は、ちょっと網羅しておりませんが、主なものを申し上げますと、例えば、長谷の地域づくり協議会は、岡山県の矢掛町に行かれまして、やかげ町家交流館ですか、こういうところに行かれまして、民泊に関する研修をされております。

それから、海内の地域づくり協議会におかれましては、野島断層に行かれまして、山崎断層地震に備えた防災研修というようなものをやられております。

それから、上月の地域づくり協議会では、倉吉ですね、倉吉に行かれまして、甲冑づくりに関する研修というのをされております。

それから、中安の地域づくり協議会ですけども、これは智頭町の山郷小学校ですかね、こういうところへ行かれて、小学校の跡なんですけれども、学校跡地活用に関する研修などを行われております。

それから、三河地域づくり協議会では、神戸で、古い建物、古い大工道具ということで、竹中大工道具館ですか、そういうところへ行かれたり、それから、三日月の地域づくり協議会は、地域が営むカフェということで、お隣宍粟市の青い家という、そういうようなことで、ふれあい喫茶に関する研修などに行かれたというふうに聞いております。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） いろんな、それぞれの地域で、課題なりいうか、やりたいこともあって、研修に行かれたと思うんですけども、その中で、やっぱりリーダーの要請が、私、決定的だと思うんですね。

議会でも、いろいろ研修に行きました。有名なのは上勝町なんかでも、1人の農協の職員だったらいいですけど、農協の職員が葉っぱビジネスを始めたということもありますし、内子町なんかでも、農協の職員の方が、そういうふうな農業を中心にした、まちづくりにやられたということで、やっぱり決定的に、リーダーの要請というのは、私、求められると。

いろんなことを、地域住民の方は、こんなこともやりたいということはあるんですけども、情報がなかなか入って来ないというのもありますし、こんなことをやるという、引っ張っていくようなリーダーの要請、先ほどの町長の答弁でもありましたけれども、それも考えるということですけども、具体的に、私、リーダーの要請するのも第1の目標、目的と、重点施策とは言いませんけれども、リーダーの要請について、町長、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） そのことが、一番難しいことなのではないかなというふうに感じます。

要請をしようとして、なかなかリーダーが要請できるものでは、現実ないというところもありますよね。

やはり、いろんな活動の中から、そういうリーダーとなるべき、となっていたける人が生まれてきていて、行政が、例えば、リーダーの研修会をして、要請の講習会をして、じゃあ、そのリーダーが、そこで一応、基本的な知識なり、また、事務を行ったり、考え方としてお世話できるようなところまでは、職員なんかでもできますけれども、なかなかまあ、その全てを、1人で引っ張っていけるようなという、いろんなことを、そういうところまで求めても、それはなかなか難しいなという感じがいたします。

また、地域においても、そのためのリーダー、組織的には、そうしたセンター長とか、活動員、特に、センター長が、まず一番中心になっていただきたいということで、センター長を選任をいただくと。

ただ、そのセンター長においても、なかなか、これはセンター長になられば、非常に負担が大きいし、どうしても例えば、10年間、ずっと1人のセンター長で引っ張っていただいたというようなところは、まずないと思うんですね。

やはり、何年かすれば、交代をしていかざるを得ないと。その中で、順番に交代をしていく。そうなってくると、なかなか、新しくなれば、やっぱり、その経験的にも、また、何年か経験を積みながらという形になっていきますから、それはやむを得ないかなというふうには思います。

こういう活動の場合、そうした理想的には、今、金谷議員が言われるように、引っ張って行けるような、ほかの自治体で成功しているような事例というのは、1人のそうした卓越したリーダーというものがおられて、その方のリーダーシップのもとに、いろいろと成功したということは、それはよく勉強もしますし、わかるんですけども、それをすぐに、そうした研修や、そういう活動の中で、リーダーをつくって要請をしていくような方法が、どうあるか。どうしたらいいのかと言われても、私には、なかなか、それは非常に難しいとしかお答えようがないということですね。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） 難しい問題であります。

先ほど、町長も言われたように、外部人材の登用ということも、その地域づくり協議会、13の地域づくり協議会に一人一人のリーダーの要請ということもありますけれども、町全体の1人の外部人材の登用なんかも経て、町全体で地域づくりをどうするかということも、その外部からの人材というか、それも大切ななと思います。

地域づくり協議会については、そういうふうに現状を把握した上で、それぞれの地域づくり協議会がやっていくために、その情報の共有が、課題の共有が必要で、そのためにも、いろんな仕事を町から、役場から押しつけられたというふうには感じられないように、自分たちの地域は、自分たちのこういう課題やという認識があれば、こういうふうに行きましようというふうになると思います。

ですから、課題を把握して、やっぱりリーダーの要請も、具体的には進めていっていただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。町農業公社の設立についてです。

1990年代後半、全国で多くの市町村で農業公社が設立されました。背景には過疎地域活性化特別措置法、山村振興法の改正、農地法施行令改正などがありました。都会の住民の田舎暮らしや、農業に対する憧れが1つの潮流になり始めた時期でもありました。

現在、本町では全国的動向と同様、農業の担い手の減少と高齢化が課題です。この課題への対応として、これまでは農林振興課で取り組んできましたが、耕作放棄地の解消や農業振興には不十分であります。そこで伺いますが、農業生産者、農産物直売所、JA、また、県農業改良普及センターなどと連携した農業振興を進める上で町農業公社の設立を検討してはどうか。

町長の見解をお伺いします。

町長（庵途典章君） はい、町長、答弁。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ご質問2点目の町農業公社の設立をということについてのご質問にお答えをさせていただきます。

市町村農業公社は、1992年市町村農地保有合理化事業が制度化をされたのを契機に、全国各地において組織化された経過がありますが、その設立に要する費用対効果やその組織構成において、行動力に限界が見られるようになって、2007年の農地制度論議の中で、その存在意義が問われた結果、その後、新たに農業公社が結成されることがなくなったというふうに認識をいたしております。

市町村農業公社は、第3セクターの形態をとることとなりますので、収益性よりも利便性とか公共性を求められ、行政以外が本来行う業務にまで着手することになったことから、民間活力の阻害やJAとの競合が生じた上、毎年、莫大な補助金が必要であったことが衰退の原因というふうに言われております。

一方、全国には、黒字化した、当然、農業公社もあったわけでありまして、その公社にあっては、受託した作業を農業者に再委託することにより、コストパフォーマンスが向上し、黒字化したと伝えられておりますが、再委託を受けるべき農業者が高齢化したことも衰退の要因ではないかなというふうに思っております。

しかし、その目的としたものは、農地の貸し借りの仲介、農作業の受託、耕作放棄地の解消など、今、佐用町において求められている事柄に即したものでありましたから、成功していれば、今後、新たに、農業公社ということも、こういう面では活用できたかもしれません。

その農業公社にかわる、組織化されたのが、集落営農組織でありまして、任意団体での活動による行動力が評価されてきましたが、ここに来て、やはり高齢化により組織の存続に苦慮する状況となっております。

町内では、集落の高齢化に備え、集落営農への組織化を準備されたり、集落営農からさらに進んで、法人化による外部人材の確保まで構想をされているところもございます。

このような取り組みこそが、地域の活性化につながるものと歓迎をしているところであります。

現在、兵庫県の農業公社、これは旧ひょうご農村活性化公社として設立をされました兵庫みどり公社を活用することによりまして、農地中間管理事業が実施をされ、農地利用合理化が進められているところでございます。

佐用町におきましては、認定農業者と経営規模の大きな大型農家を中心に人農地プランを作成し、農地の利用合理化を推進しておりますが、条件不利益地の農地集積は進まない

のが実情でございます。

金谷議員のお考えの農業生産者、農産物直売所、JA、また、県普及センターや町による連携は既に行っておりますが、生産者は結果的に経営規模の大きな農家に限定され、肝心な問題解決に結びつかない状況となっております。

佐用町にとって、今一番必要なものは、農地の管理責任を委ねる組織の設立ではなく、農業者の生産意欲や農地を守るという意欲を高めることではないかなというふうに考えるところであります。

そして、それを可能とする農業振興策の展開ではないかと考えて、意欲の向上には、もうかる農業の導入が肝要と判断をいたしますので、関係機関の連携をさらに進める必要があるというふうに思います。

町内には、青年農業者が活躍の場を広げつつあります、有機農業や施設園芸、蔬菜園芸と多種多様な農業経営に取り組み、慣行農業にとらわれない事業展開も始まっているところであります。

柔軟な発想による事業を支援して、新規就農者や規模拡大農家が誕生しやすい環境づくりを、町としては進めていきたいというふうに考えております。

また、存在する各地の町農業公社の業務も変化をして、中心的地域特産物の普及、ブランド育成、観光振興などに重きを置くようになってきているというふうに聞いておりますが、佐用町におきましては、兵庫みどり公社の活用による農地の合理化をさらに推進して、耕作放棄地の解消や農地の維持活動につきましては、農事組合法人や集落営農組織、多面的機能支払直接交付金事業などを活用して集落活動で担っていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上、ご質問に対するこの場での答えとさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） 町長が言われたように、農業公社、そういう組織がありますから、こういうふうにしてありましたけれども、今の答弁聞いておって、私が言わんとしていることも、その町長と同じかなと思って聞きました。

農業公社は、町長も説明されましたけれども、その事業内容は、農地保有合理化事業のみならず、農作業受託事業、管理耕作やさまざまな地域活性化事業など、多様なものとなっている。とりわけ、中山間地域においては、農業労働力の高齢化や過疎化による農村地域の空洞化が進展している。そのため、市町村農業公社の機能と役割は、第1に農作業・農地管理、第2に農業労働力や担い手の確保、第3に地域活性化という3つの面を担う存在であった。であったと、過去形で、こういうふうなレポートされている教授の方がおられますけれども、こういうふうにあって、多くは、農地を管理する農業受託事業というのが大きな柱だったんです。ですから、機械も農業公社で買って、それを受託して耕作するというふうなことがありましたから、最近では、そういうふうなことは、町長も言われましたけれども、それが問題だというふうになってきました。

私が、この質問をしたのは、公社という組織がありますから、これを利用してはどうかということがあります。

実際に成功している公社の例ですけれども、志布志市というところがありますけれども、志布志市では、農業公社、それから、兵庫県で言う農業改良普及センターのことですね、農業推進センター、それから、JA、それから、市と、4つで農業振興にかかわっていくと

あるんですけれども、それぞれの役割が、農業公社は農業者の就業の研修をします。研修をして、それから、耕作地なんかのあっせんもするという役割です。

それから、農業改良普及センター…、兵庫県で言う農業改良普及センターの役割は、農業指導機関、農業技術面での指導、それから、JA は出荷体制の整備や自己資金の融資の窓口になると。

それから、市としては補助金ですね。一番は補助金を出すというふうな、それぞれの役割分担があって、ですから私、公社ではなくても、その農業振興協議会みたいななんもつくって、その協議会と、それから、県の農業改良普及センター、それから JA、それから生産者というふうなことが、構成員となった、そういうふうな組織の中で、佐用町の農業振興ができないかなと思います。

ですから、1つ農業をやろうか、外から来るといふ、受け入れるべんもあるんですけれども、それから、今、地元におられる方が、農作業を、農業をやるという場合も、集積するという、土地が田んぼや畑が、それを公社のほうで、仮にしますけれども、仮に、その公社のふでまとめて、それで、実際に農業をすとなれば、資金が要りますから、資金の提供なんか、JA のほうでやると。

それから、技術面では改良普及センターなり、農協もかかわってくると思うんですけれども、そういう私は、そういう組織づくりが必要かなと思う。農業公社の設立という、その質問通告ですけれども、農業振興の組織をつくるという面では、町長、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵道典章君） 農業公社の設立とは、かなり離れてきていると思うんですけれども、そうした農業を取り組む上で、いろんな一つ一つ農地の確保、また、そうした資金面で何をするか、また、その販売面でどうするか。そういう点については、技術指導とか、これはそれぞれ、担当分野があって、一緒にこういうものの農業全体の協議会なんかもありますし、それを構えて、町としても農林振興課で、それぞれの分野、課題について、担当者が連携しながら、地域の農業者、また、地域の集落営農とか、そういう組織とも連携をしながらやって、取り組んでいるところです。

ただ、この難しいのは、公社とか、そういうものを設立して、総合的な農業事業をやっていくというような考え方というのは、1つの非常に理想的な面で見れるんですけれども、具体的になってくると、農地の今言われた管理とか、農地の活用とか、その、そこから生産したものの販売、加工、また、そういうことを、1つの大きな組織となればなるほど、これを公社と言っても、当然これ、経営的に成り立つような形で運営をしていかなければなりません。どこで利益を出して、どこで、実際に運営、責任持っていくのかということになると、なかなか、そうした公社というのは、全国的につくっても、それに対する経営責任、また、経営手腕の中で、実際農業、そんなにもうかるものではない部分で、どうしても、行き詰ってしまっているというところが多いのではないかなと思います。

ですから、公社じゃなくって、そうした、今、金谷議員がお話のような、それぞれの必要な、いろんな課題を、支援をしていくための農業に関する、いろんな団体、組織、そういうものが連携をするための、そうした協議会というのは、既に、いろんな、全部は入っているかどうかわかりませんが、ありますのでね、そういうものを、さらに活動を強化していくということ。そのことが、一番、現状に即したことではないかなというふうに思

います。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8番（金谷英志君） 私も、そういうように公社という言葉を使いましたけれども、そういうことなんです。

先ほどありました志布志市は、農業公社でありますけれども、公社がするのは、今まで公社がするのは、先ほど言ったように、耕作の受託事業を請け負ったから大変だったんですね。ですから、経済的にペイせなあかんというのもあるんですけども、志布志市の農業公社は、研修生を、農業をやる研修生を募集するというのか、研修生の説明会、それから、体験の研修とか、それから、来られる人の住宅や農地の確保が農業公社の、その役割なんです。

先ほど言いましたように、普及センターなんかでは、農業の基礎講座をします。ですから、そういう受託事業をするのではなくて、そのコーディネーターとかね、農協と、それから、生産者と人を結びつけるような役割が農業公社、志布志市の農業公社なんです。

ですから、こういう役割を持った、そういう組織をつくるほうが、こういう提案のほうが、先ほど町長言われましたように、そういうようなことのほうが、より佐用町の農業振興には現実的かなと、私、思います。

ですから、そういう質問は、農業公社の設立を問いましたけれども、農業振興組織をつくるという、そういうふうな組織の一端をつくるというか、そういうことで、今回も質問させていただきました。町長も、そういうことでやっていくということですから、わかりました。

私の質問を終わります。

町長（庵途典章君） ちょっと、休憩とってください。

議長（岡本安夫君） はい、暫時休憩します。

午後03時10分 休憩

午後03時13分 再開

議長（岡本安夫君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

6番、石堂 基君の発言を許可します。

[6番 石堂 基君 登壇]

6番（石堂 基君） 6番議席、石堂です。

私は今回、森林資源活用計画による取り組み強化についてと、地域福祉計画の活用による地域ケアシステムの啓発、以上、2点を一般質問させていただきます。

まず、森林資源活用計画による取り組みの強化について。

平成26年3月に策定された佐用町森林資源活用計画では、町内の森林・林業が抱える

課題が詳細に精査され、その解決に向けた取り組みが提案されてきました。具体的には、林業経営や森林整備事業の提案、今後の具体的なアクションの明示などで、これに基づき森林組合の組織強化や経営計画地の拡大、里山整備事業の促進などが進められてきました。

しかしながら、計画中に提案された今後のアクションや事業提案を見ると、まだ充分でない項目も多く、荒廃しつつある森林の整備と新たな産業づくりを進めるためには、取り組みの強化がさらに必要ではないかと思ひ、次の項目について伺います。

- 1 点目、森林組合の人材育成や組織体制の整備は進められているか。
 - 2 点目、人工林を対象とした造林や路網整備は進められているのか。
 - 3 点目、里山林を対象とした整備事業の成果は、どのようになっているのか。
 - 4 点目、森林資源の活用を促進するための施策では何が行われたのか。
- 以上、この場からの質問とします。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁。

町長（庵途典章君） それでは、一般質問、最後の石堂議員からのご質問、第1点目の森林資源活用計画による取り組み強化というご質問に、お答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、森林組合の人材育成や組織体制の整備は進められているかということでございますが、地域の森林管理の担い手として代表されるのが森林組合であり、地域の森林管理の構想を描き、その支援を行うのが行政であろうかと思ひます。行政と森林組合が一体となって地域森林を管理してかなければ、森林の荒廃がさらに進んでいく状態になっていくということは、言うまでもございません。

こういった中での森林組合の人材育成及び組織体制についてでございますが、当然、これらは、森林組合の組織運営の中で考えなければならないことでありまして、できることは、森林組合としても、取り組んでおりますが、森林組合は、もうご存じのように、当然、独立した法人でもあり、経営方針、また、組合運営につきましては、その森林組合の理事会で協議をし、また、決定をいただいて、その中で、運営を行っているところであります。

こうした森林組合の組織とか、そういう問題に対してご質問がされるということは、私が、森林組合の組合長を兼職していることも含めて、そういうご質問がなされるのではないかなと思ひます。昨日の岡本議員からのご質問もそうでした。

そういう中で、私なりにお答えできる範囲内では、当然、お答えをさせていただきますが、森林組合の理事会なりの皆さん方の協議なり、理事会で決定された、最終的にされて運営を行っておりますことを、まず、ご理解を賜りたいと思ひます。

今後、林業の持続的かつ、健全な発展を図るためには、施業集約化等の推進や、低コストで効率的な作業システムによる施業の実施とともに、これを担う人材の確保ということと育成が、当然これは必要であり、必要だというふうに認識をいたしております。

特に、新規就業者の確保に向けた取り組みや研修の効率的・効果的な実施、事業体の雇用環境の改善により、間伐等の森林施業を安全かつ効率的に行える現場技能者を確保・育成するとともに、地域における森林づくりの指導ができる者の育成や森林経営計画を確実に計画し実施できる能力の取得等について取り組んでおりまして、これらについては町と森林組合とで毎月行う打ち合わせ会の中でも必要に応じて協議しているところであります。

次に2つ目の人口林を対象とした造林や路網の整備は進められているかということでございますが、造林事業につきましては、昨年度、森林事業体が実施した森林経営計画の中

で実施した事業に基づいて、町が、県の補助に加えて県造林事業補助の補助残の助成として、間伐 153.37 ヘクタール、作業道 1 万 5,923 メートルに対して町単独の補助を行い、事業を進めております。

また、土地所有者に対しては、森林経営計画認定区域内の林班で間伐を実施した場合、ヘクタール当たり 5 万円を補助して、森林経営計画への参画に寄与する取り組みを、町独自で実施をしておりますことは、ご承知のことと思います。

路網整備については、地元からの要望を受け整備を行っておりまして、毎年 1 路線ほどの整備となっております。整備に当たっては、間伐作業や材の搬出などの施業が条件となりますので、これらの施業計画と整合性をとらなければならない、また、個人負担も伴いますので整備要望が少ないというふうに思われます。しかし、先に述べました森林経営計画の実施事業の中で、1 万 5,923 メートルの作業路が整備されておりますので、全体として路網整備としても進んでいるというふうに考えております。

次に 3 つ目の里山林を対象とした整備事業の成果ということではありますが、町内では、平成 29 年度に 12 団体の活動組織が、地域の里山を保全、整備する活動として森林山村多面的機能発揮対策事業に取り組んでいただいております、今年度は、里山林保全に 40.5 ヘクタール、竹林整備に 6.1 ヘクタールを実施いたしました。

これらの活動組織は、地域の里山の整備と保全を目的とし、やぶ化の進行や侵入竹を防止するほか、人と鳥獣とのすみ分けを促して、農作物を有害鳥獣から守り、頻繁に更新を行う里山の再生などの効果を上げております。

次に 4 つ目の森林資源の活用を促進するための施策では何が行われたかということではありますが、1 つ目は、平成 27 年 10 月に運営を開始した木材ステーションさようでございます。木材の搬入量も平成 27 年度は 289 トンでありましたが、平成 28 年度は 565 トンと目標の 500 トンを超えております。平成 30 年のこの 2 月現在で 584 トンと入荷量は、取り扱い量は、このところ年々増加をしているところであり、利用者登録におきましても、現在 50 名を超えております。

また、本年 2 月には、当木材ステーションが「ひょうごバイオマス eco モデル」に登録されて「木の駅プロジェクトによる町民主体の災害に強い森づくりの推進」としての認定を受けたところでございます。

2 つ目は、町森林資源活用事業補助金として、これは小さな事業なんですけれども、木質バイオマス燃焼機器の設置補助としてのまきストーブの補助も行っております。

なかなか、そうした大きな森林、佐用町内の面的な広い範囲での整備という点について、一気に進んでおりませんが、そうした補助事業等を活用し、森林計画を立てながら、森林組合を中心に、また、施業をやっていただく、その森林事業の事業者というの、今、何件か増えてきております。そういう方々が取り組んでいただいておりますので、町内の森林整備も計画的に、徐々に進んでいるというふうに考えていただければと思います。

ご質問に対する、この場での答弁とさせていただきます。

[石堂君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、石堂議員、再質問。

6 番（石堂 基君） まず、再質問の前に、私のほうも、ただ今、答弁いただいた冒頭に、質問内容、通告書の内容、これまでの質問もそうだったんですけれども、とかく森林組合のことが出てくるということで、町長が答弁されたように、私も、そういう誤った認識は全く持っていません。当然のことながら、佐用町森林組合というのは、独立の企業体であ

ります。

ただ、町長が説明されたとおり、本当に佐用町の森林林業の担い手の中心であります。それは、従来から行政が支援をしている形、さらに言えば、この森林資源の活用計画の中で、当然のことながらご承知だと思いますけれど、森林組合の人材育成、あるいは、その組織体制の整備というのは、これはもう1つの大きな柱で計画の中に上がっていますので、この関連で、私は、その森林組合の業務内容について、少し踏み込んだところの内容になるかなとは思いますが、やっぱり、その数字なり、実態というのを把握しないと、質問になっていけないので、こういうふうな形で上げさせていただきます。

ただ、本当に、その企業体の、例えば、組合長がどうのこうのとかというふうに、理事会の意思を無視するような、そんな話ではないので、そのあたりは十分に、私も理解しているつもりです。

それでは、再質問のほうに入らせていただきます。

組合のほうの人材育成なり、組織体制、整備というのは、これは先ほど言いましたように、この計画の中でも、非常に大きな柱だと思うんですね。

内容的には、従来からの助成金であるとか、あるいは人員の配置について、行政側としては、その支援を行っているということなんですけれども、じゃあ具体的に、この中心である組合の素材生産ですね、このあたりのどれぐらいの形で、平成26年以降推移しているのかということ、一番単純なのは、素材生産量がわかれば一番いいのかなと思うのですが、これもじゃあ差しさわりのない内容でいいので、担当課長のほうに伺ってよろしいですね。

ちょっと、そのへんの素材生産量、これ用材と未利用材の別がわかれば、そのあたり、毎年年じゃなしに、例えば、平成25年、平成27年、平成29年、要は、平成25年のこの計画をつくるベースになっているところから、今現在で、どれぐらいその数字が移行しているか。増加していると思うんですけれども、そのあたり、もしわかれば課長のほうからお願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） お答えします。森林組合のほうの市場原木につきましては、5,021立米。それから、平成27年度が5,634立米。それから、平成29年度につきましては、途中でございますが4,825立米となっております。

未利用材につきましては、平成25年度はゼロでございます、平成27年度に921立米、平成29年度につきましては、1,415立米となっております。

申し訳ありません。トンです。申し訳ございません。未利用材についてはトン。以上。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、石堂議員。

6番（石堂 基君） すみません。ごめんなさい。私、もう1点。

その数字的などころの把握で、森林経営計画の樹立の面積といいますか、それがどのように推移しているか、それもわかれば、できれば、教えていただけますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） 森林経営計画でございますが、平成 24 年に、これ 5 年経過しておるわけなんですけれども、226.41 ヘクタール。それから、平成 25 年が 206.44 ヘクタール。平成 26 年度は 49.63 ヘクタール。平成 27 年度が 408.96 ヘクタール。平成 28 年度が 363.89 ヘクタール。平成 29 年度につきましては、21.64 ヘクタールでございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6 番（石堂 基君） まあ、経営計画地の認定面積については、これは経過年度で 3 年、5 年かかるので、単純に面積比較はできないかなと思うんですけれども、どちらかと言えば、横ばい、若干、増加かなと。

それで、ちょっと、注目するというのか、聞いていただきたいのは、やっぱりこの素材生産量だと思うんですね。実際には、平成 25 年で、これ一般用材ですけれども 5,000 立米。で、5,600、近々では 4,800 というふうに、用材についての素材生産量というのが、ほぼ横ばい状態であるというのが、まず 1 点。

それから、未利用材については、当然、そのバイオマスでの取り組みを、協議会に入って組合のほうも始めているので、平成 27 年で 920 トン、近々では 1,400 トンということになっています。

で、これが、なぜ、これをお尋ねするかというと、平成 25 年現在で、用材のほうは 5,000 立米というのを、これはもう、この計画書の中でも現状把握の中で上がっている数字で、これと未利用材を合わせて、平成 26 年ぐらいでは 1 万トン、これを平成 27 年段階ぐらいには 2 万立米だったかな、トンだったかな、そんなに比重かわらないので、1.1 何ぼぐらいなんで、ちょっとトンでこらえてほしいんですけれども、2 万トンにしようという計画だったと思うんですね。これ、この計画書の中で、そういうふうになっているので、で、そこにいっていないのはなぜかという話ではなく、これはやっぱり、この 2 万トンを満たすというのは、これあくまで森林組合の素材生産量として、数字がこの計画書に上がっているんで、やっぱり組合の体制整備というのを、あるいは、その組織強化というのが、平成 26 年、あるいは 25 年段階で強化された、それからまた、必要な段階で補助事業なんかも使って、大型の森林作業機械なんかも購入助成を行っている。

ただ、これが、やっぱり実際に現場の中で十分に、数量として跳ね返ってきていない。そのあたりの原因がどこにあるのかなということも思ってしまうんですね。

それと、もう 1 点は、やっぱり組織強化の中で、この計画書ができたときに、人材補強ということで、組合に直接の作業班としての育成を絡めて人材補強をしているわけなんですけれども、あの人材補強、作業班での人材補強ですけれども、あれも当初は、そのリーダーをつかって、実際に直営班を育成して行って、それを 2 班もしくは 3 班増やしていくという計画だったと思うんです。これは、あくまで計画書の中だけの話ですけども、やっぱりこれが平成 25 年、26 年に計画書ができて、今現在、平成 29 年、もう平成 30 年が来ようとしているんですけれども、やっぱり生産量が増えていない状況も踏まえて、少しまた、このへんの計画に忠実とは言いませんけれども、何かテコ入れをしなければ、なかなかこの、

まず、素材生産量だけで比較すると、組合の経営状況だけのことを言っているように聞こえるんですけども、そうではなく、町の森林行政の言わば現場の担い手ですからね、そのあたりが、少しこの計画の予定よりも進めていないんじゃないかという印象を非常に持つんです。

そのあたり、町長としていかがですか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 素材の生産量、ちょっと今、課長が申しあげましたけれども、それは、ちょっと平成 25 年度、26 年度、5,000 立米ちょっと超えたと思うんですけども、その後、平成 28 年度、去年は、私は、7,000 ぐらいいっているというふうに思っています。一般用材でね。

そういう、その後、未利用材や木材ステーションなんかで扱っている量を含めると 1 万トン近いもので、何とか、当面の私は目標として 1 万トンということを前も申しあげたというふうに記憶しているんですけども、実際に、今年も大体 7,000 立米ですか、ぐらいいは、用材としての出荷、取り扱いをしていきたいと。そのへんで、今、目標を持ってやらしております。

ただ、今、計画の中で明確に 2 万トンというのを、課長上げている？

農林振興課長（加藤逸生君） はい。

町長（庵途典章君） まあまあ、私が、その 2 万トンということを行ったのは、1 つの目標としてね、佐用町であれば、それぐらいを目指していきたいということは、当然、私も中で記憶しております。そういう考え方で、ただ、そこが、まだ、1 万トンまでで、とどまっているというのは、なぜかという、それは、そうした人材作業員が、まだ、そこまで達していないという、作業能力がですね…ということもあろうかと思うんですけども、もう 1 つは、やはり、この事業、どうしても今の木材価格等からして、国の造林補助事業、この枠の中で作業を、事業をやっていかなければ、町もそれに上乗せしたものは出しますけれども、町単独で全てのものに助成するようなどころまでは、これは大変な大きな額になってきます。

ですから、これはほかの森林組合なりは全国でそうなんですけれども、以前と比べて造林補助事業というのが、かなり削減されて、なかなか事業量というのを増やしていくことができない。そういうことも 1 つ原因して、バイオマス発電事業の燃料なんかにおいても、県下でもかなり、出荷量がおさえられてと言いますか少なく、不足しているという事態を招いているというところもあります。

ですから、町としては、いろんな国の制度の中で、今、TPP という、これの適用を受けて、そういうそのルールの中で、事業量を何とか確保して取り組んでいますけれども、非常に、手続きも難しい。煩雑な手続きを踏んで、事業を行っているところです。

まあ、経営計画に基づいて、全て取り組まなきゃいけないんですけども、それらも来年度も 4 カ所ぐらい新しいところを、計画をしていくということで、毎年、1 年で終わりませんから、先ほど、お話しのように、2 年、3 年かけて順番に事業量を確保するために、そうした取り組みも行いながら、当面、私、今の状況で見れば、この 1 万トンというところが、1 つの森林組合としてはね、1 つの維持すべきところ、何とか頑張っ、それによ

って、今年度も何とか1,000万とはいかないんですけども、それに近い利益も計上ができるかなと。

当然、公共団体、独立した森林組合、会社ですから、利益も当然出す、事業量だけやって利益が出ないというようなことでは困ります。

そのために人の人力的なところも、それに見合う人の採用とか配置、こういうこともやはり考えておりますし、機材、資材等についても、それを効率よく使えるように、その範囲内で、事業を効率よく進めていかなきゃいけないということで取り組んでいるというのが現状でございます。

[石堂君 挙手]

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6番（石堂 基君） 確かに、造林事業の関係で言えば、補助間伐の部分、先ほど、生産量の関係で言えば、平成29年度も4,800というふうに、数字が下がっているのは、これはちゃんと原因があって、造林事業なんかの割当て分が、当然、県のほうから少なくなつて、前年並みの実績での割当てということで、実粟なんかに比べれば、佐用は単独でということなので、同等程度の事業配分はもらったかなと思うんですけども、もらえているのかなと思うんですけども、さらに言えば、平成30年、31年、これはもう町長としても、組合長としてもご存じだと思いますけれども、やっぱり全国、林野庁の関係、特に兵庫県、厳しい数字になるというのは、これはもう承知、私のほうもしています。

ただ、そうした関連でも、何とか実績確保するのに、TPPの関連でということも、それも承知しています。

で、事業の取組み自身がどうなんやという話じゃなしに、これは比較じゃなしに聞いていただきたいんですけども、町長もご存じのとおり、平成28年に、一応、認定林業体として、町内の素材業者が1つできました。1つと言いましても（聴取不能）土木等をやっている土木業者の中に1班。林業部隊ができたという。

で、近々の用材のほうの生産量、多分、単年でいけば平成29年では6,000から7,000立米。これは未利用も若干含んでいますけれども、それぐらいな数字を聞きました。

で、まだ、認定林業体としては、2年目なんですね。それで、言いましたように、特に大きな森林機械というのは持っているんじゃないしに、リースであるとか、そういうようなこと。さらに言えば、じゃあ、それだけのものを1班で1年間でできるかと言ったら、これ町長ご存じのことで、そんなもんでできるわけがないんで、当然のことながら請負で出すとか、下請けに出すとか、うまくやっているんですね。

ただ、当然、始まったばかりですから、まだ、出しのいいところか、条件のいいところで、多分やっているんで、採算も合いやすく、これだけの素材生産ができるのかなという思いもあるんですけども、ただ、それにしても、認定林業体として、2年目のところは、年間で6,000、7,000、素材生産やっている現実があるんで、やっぱり、このあたりは、取り組みの違いというのは、どこかに原因があると思うので、そのあたりは、ぜひ、行政側のほうになるのか、組合のことに関して、私、言えないので、行政側で。それは、ただ単に、生産量を多くしろという話ではなく、結局そこで、森林組合自身が、素材生産を増やすことによって、町内の森林がよくなるという、林業振興の観点で、今、申し上げているので、そのことについては、少し、聞きとめていただけたら幸いかなというふうに思います。

項目としては、今度、次、広葉樹、里山林のほうへいくんですけども、これも少し、

いろんな取り組みができるということで、木の駅については、先ほど、答弁があったように、新たな取り組みとして、さらに言えば、近々、バイオの関係でエコモデルとしての認定も受けたということで、この事業内容については、私も承知しています。

この計画書でいけば、さらに木の駅プラス、この中で、新たに里山林、広葉樹を利用した林業振興ということで、シイタケ原木であるとか、まき、こうしたものも木材ステーションと連動させて広げていくというふうな計画があったと思うんです。

で、今現在は、当然、部分的に森林組合のほうで、まき生産というのをやられていると思うんですけれども、これもちょっと、担当課長のほうでわかればいいんですけれども、町内のシイタケ原木なんかの生産量ですね、これ多分、センサスじゃなしに、何かに出て来るかなと思うんですけれども、ちょっと、近々のそういうふうな町内でのシイタケ原木等の生産量がわかれば、数字だけ教えていただいたら。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） お答えします。

その前に、ちょっと1点、言葉足らずで、ちょっと訂正というかさせていただきたいんですけれども、先ほどの用材の件でございますが、平成29年度4,825立米というふうに申しあげましたけれども、これ、森林組合の決算会計年度7月、6月分の集計でございます、そのまだ、年度途中でございますので、この後、また、平成29年度については増えていくということでご理解いただきたいと思えます。

それで、シイタケの原木なんですけれども、これ、特用林産物生産統計調査というのがございまして、今、手元にあるのは、平成27年末の数字でございますが、生産のほうは1万5,370本。それから、ほだ木の所有数につきましては2万6,000本という数字が上がっております。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6番（石堂 基君） 訂正の報告ありがとうございます。

1,400トンという未利用材の生産量から逆算すれば、だいたい8,000立米ぐらいの用材は出ているのかなと思うんですけれども、あえて言わなかったんですけれども、それは、町長が言われたとおり確かに量は増えております。はい。

で、原木のほうに話を戻します。

今、聞いた1万5,000本、2万6,000本。で、所有の2万6,000というのはシイタケ農家さんだと思うんですけれども、原木として市場に出回るであろうものが、大体1万5,000本というふうな調査内容でよろしいんですかね。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） そのとおりでございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6番（石堂 基君） 実際には、町内にそれだけの生産できる原木が、毎々生じているということで、この計画書によれば、そうした里山林の活用を、一番身近なシイタケ原木でということということでやっています。

で、じゃあ、ここをどうやってひっつけていく手段というんで、それも、この計画書に、実は書いてあるとおりになんですけれども、例えば、森林山村多面的、要は、住民参画型の事業に登録している団体。あるいは、木の駅に登録している個人、団体。このあたりと、どうやって結びつけていって、そういう技術的なノウハウを持ち始めた個人、あるいは団体に、こういうところもできますよと。こういうもので、生産してもらったら、今度、整備するクリーンセンター跡のところ集約して、一定の販路見つけてやっていくというふうな取り組みが、次の段階では、もう必要になってきているのかなというふうに思うんですけれども、残念ながら、この件については、この計画の中に書いてあるだけで、特に、その後は、まき程度でしか進んでいないんですけれども、やっぱりこのシイタケ原木、原木というのは、非常に魅力的なところがあるし、逆にこれの生産量増やすことによって、森林整備、里山整備というのができる。

さらに言えば、今現在、住民参画型なんかで活動してもらっているというのは、当然、活動期間というのんは、将来的に続くと思えますけれども、3年の一定期間を過ぎると、機械の更新であるとか、そういうようなものが生じた場合に、補助金というのは、既に3年で切れてしまいますので、それも全て合わせ考えると、やはりこの今現在、活動を始めている団体であるとか、個人であるとか、そのあたりとのつながりを、今後、どういうふうにして、これつくっていくのか。これについては、私、講演会もそうですけれども、やっぱり情報交換というのが必要だろうということを、再三申し上げてきましたけれども、そのあたりが十分にできているのかどうか。あるいは、そういう業者、団体、個人等、要は、情報交換なり情報連携というのが、行政のほうでできているのかどうか。それについて、お答えください。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） おっしゃるように、そういったシイタケの原木とか、そういった面については、十分な連絡調整というのは、農林振興課としては、できていないような現状でございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6番（石堂 基君） 私、再三と言いましたけれども、そんなには多く言ってなかったです。多分、1回か2回ぐらいで。

これも、計画書に書いてあるからじゃなしに、私、再三申し上げますけれども、非常にこの計画書は、僕、優れているし、すばらしいなと思っているんです。

で、このとおりにいけば、本当に町内の森林環境というのは、少しでもよくなるし、また、後世に伝えていくだけの造林、あるいは育林につながっていくような森林行政、林業行政というのが、まだまだ、継続して進められるんじゃないかなというふうに思っています。

それで、それを広げるためにも、実は、その森林組合なり、認定林業体なり、そういうようなものが、どんどん大きくなればいいんですけども、やっぱり地域にあるマンパワー、それは地域であったり、個人であったり、団体であると思うんですけども、そのあたりを、いかに今、動き始めているところをつないでいくか。このためにも、その中での情報交換とか、情報共有、で、技術的などころをは、ああやって講演会なり、ごめんなさい、講習会なりを通じて、若干でもできつつあるので、ああいう機会を通じて顔見知りになる、現場の情報交換するというのを、ぜひ行政側主導でやっていただきたいなというふうに思っています。

これ、要望になっちゃうと一般質問になりませんので、私のひとり言で、最後、終わっておきます。

で、次の質問に入らせていただきますが、もし、何かあればどうぞ。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵途典章君） そうした人工林だけじゃなくて、今、石堂議員からも町内にある、いわゆる広葉樹、自然林と言われるもの、これの活用について、これから、さらに取り組んでいく、その上で、シイタケの原木として、既に、そうした林業者、事業者が町内でもやっていただいておりますけれども、私も、そういうのを見ていて、今は、かなりの今年当たりでも原木を出荷されております。多分、1万5,000本やそこらじゃないと思います。もっとある。

ただ、非常に現場へ行っても、木が大きすぎて、なかなか、原木として、シイタケのほだ木としては、ちょっと規格に合わないものが多いという現状です。

その後、じゃあ、その大きい径の、そういう原木として合わないようなものをどうするか。これが、まきとかそういうことですけども、なかなか、今の中で、まき等については、そんなにたくさんの需要があるというふうに、私は、思いません。

これはやはり、今、取り組んでいるバイオマス燃料、発電燃料として、これはチップとか、そういうものも含めてですけども、そういう形で出荷をしていく。この取り扱いについては、まだまだ増えるだろうと。

県内でも、そうしたバイオ燃料というのが、非常に不足して、高騰しているということに、値段も上がってきているわけで、このへんは、木材ステーション、これは、そうした地域の里山林整備とか、そういうものも当然、引き受けますけれども、町が、今は、補助金を出していますけれども、これは別に補助金を、小さな里山林整備とか、そういうところに対して、個人なんかに対しては、これは当面、継続していきたいと思うんですけども、事業者として行われるようなものについては、そこを使う、ステーションを使わなくてもいいと思いますけれども、そういう使われて、そこに集めてということに、出荷していくということになれば、その針葉樹の、今、B材なんかと同じように、そうした広葉樹も出荷して、そのバイオマス燃料としての、今、需要が非常に高まっておりますので、そ

ういう形で、新しい木材ステーション、あそこ広くして、ある意味では、集荷場として、整備をしていきたいと考えておりますので、その取り扱いも、当然、森林組合としても、そういうものにも取り扱いをしていくという、そのへんも1つの事業として、森林組合の事業としても考えていく時、いくべきだというふうに考えておりますので。

[石堂君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、石堂議員。

6番（石堂 基君） 言い放しで終わろうと思ったら、また、返事が返ってきたので、また、言わなければならないけません。

全く、そのとおりだと思うんです。やり取りしよったら、きれいごとになるのでやめませうけれども。

結局、これまでの木材利用というのは、例えば、その用材でという期待感あります。例えば、輸出用にとかってあります。現状は、よくご承知だと思いますけれども、もう、そこから少し抜けて、いかに一般材としてチップ、原木、こうしたもので利用していくか。現実問題ね。

で、特に、兵庫県の場合は、木質のバイオマスの発電所、従来、赤穂、それから、今度、朝来にできた、朝来で稼働し始めた 5,000 キロのやつ。さらに言えば、昨年12月に動き始めた兵庫パルプの1万キロ。さらに言えば、赤穂の日本海水が2基目をやります。さらに言えば、関西電力の第2発電炉、あれを木質バイオマスに変えます。平成32年稼働予定。

で、本当に木材、木質が不足します。逆に言えば、未利用材で県が決めているトン6,700円という値段に一般材の値段が、僕は上がってくると思うんです。

となれば、これだけ近くに工場があつて、出荷先がある。これは、佐用の地を利用しなければいけない。

で、それのもとになる、今、小さいですけれども、木の駅がスタートしている。そこに、どうやって原木を集めて、誰に集めてもらうか。これを少しずつ広げていけば、必ずこれは樹伐林家としてやっていけるというふうに、僕は思っています。

逆に言えば、その樹伐林家を増やすことよりも、まず、里山整備、答弁の中にもありましたように、もう雑木は太くなりすぎて、今、伐採しても天然更新が難しい状況に、多くなってきました。その中でも、まだ、原木が取れる山、これを、どうやって見つけ出すか。一部の個人の方とかっていうのは、もうそれに必死ですよ。どうやって、出しのいい山を見つけていくか。

今、言われたように、金近でも去年から始まっていますけれども、でも、皆さんがつくられている森林ICTで、ああいうものを見つけるのも、もう瞬時にできる時代に、もう1年のうちになってきます。そのためのICT、森林ICTですから。

すみません。くどくなりましたけれども。

次の質問にさせていただきます。

2点目ですけれども、地域福祉計画の活用による地域ケアシステムの啓発について伺います。

佐用町地域福祉計画については、本議会において承認され平成35年度末までの5年間を計画期間として進められていく予定となっております。

この計画は、町総合計画のもとで、子ども・子育て支援事業や障害者・障害者福祉、高齢者福祉などの関連計画の整合を図り、地域の生活課題に必要なサービスの内容や質を明

らかにして、これを提供する体制を整備することを目的としていますが、地域における今後の福祉コミュニティづくりの方針や方向性を住民に示す重要な計画と考えています。そこで次の項目について伺います。

地域福祉に関する活動への住民参加を促進するための具体的な取り組みは、どのようになっていますか。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、最後のご質問、石堂議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

地域福祉計画の活用による地域ケアシステムの啓発ということについてでございますが、まず、佐用町地域福祉計画の策定につきましては、先日の本会議に議案として上程をさせていただき、ご承認をいただいたところでありまして、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画に位置づけられるものでありまして、この計画は、佐用町総合計画を上位計画として、高齢者、障害者、子ども・子育てなどの関連計画などの整合性を図り、各関連計画を円滑に総合的に推進し、連携を図る計画として策定をしたものであります。

ご質問の地域福祉に関する活動への住民参加を促進するための具体的な取り組みについてでございますが、今回策定をいたしました地域福祉計画の中で、計画の推進体制について、総合計画をはじめとする、各関連計画との円滑な連携を図り総合的に福祉施策を推進するために、関係課や社会福祉協議会と連携・調整を図ってまいります。

また、地域における多種多様な課題に対しても各種関係団体が適切に協力することが必要不可欠であり、具体的な課題や取り組みの検討を行い、あらゆる課題に対しても、お互いに補完しながら、推進に向けた取り組みを展開いたします。

誰もが住みなれた地域で暮らし続けられるように、住まい、医療、介護、予防、生活支援のサービスが総合的かつ包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進いたします。

具体的な取り組みといたしましては、基本理念を、「ひと・まち・自然がつむぐ“協生”の輪」としており4つの基本方針のもとそれぞれの行動目標を掲げ、13の施策の展開と、30項目の取り組みを示して、団体・事業所、町民の役割を定めております。

1つに、地域福祉を支える担い手づくりでは、地域活動に参加し地域や団体が行う行事に積極的に参加するなどとしております。

2つ目に、支え合い、助け合う仕組みづくりでは、隣り近所に声をかけ合い、地域づくり協議会などの行事やイベントに参加することやボランティア活動への参加に努めることといたしております。

3つ目に、安全・安心に暮らせる環境づくりでは、子供を見守る意識を高めることや地域の防災訓練に参加をし、自主防災組織に協力することといたしております。

4つ目に、サービスを適切に受けられる体制づくりでは、身近に支援を必要とする方への支援や見守りを通じてひきこもりや虐待など早期発見に努めることといたしております。

町民に地域福祉計画の内容を知っていただくため計画の概要版を策定をしておきまして、計画の体系として町の取り組み、町民の役割、団体・事業所の役割と区分し、住民参加を促進するための具体的な取り組みをお示ししているところでございます。

この概要版は、それぞれの立場で活動の目安となるようにご活用をいただき、町民の方々が地域福祉の担い手となっていただきたいというふうに考えているところでございます。

今回の地域福祉計画は、平成 30 年度から 5 カ年を計画期間として位置づけておりますけれども、今後、国や県の福祉施策の動向や社会情勢の変化、関連計画との調整を図りながら必要に応じて見直しをしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

[石堂君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、石堂議員。

6 番（石堂 基君） 地域福祉計画については、十分議案審議をした内容でありますけれども、詳細について、担当課長のほうに 1 点だけ伺ってもよろしいでしょうか。町長。

町長（庵途典章君） どうぞ。

6 番（石堂 基君） この計画書自身に、具体的な数字であるとか数値的な目標というのが、検証されていないと。

で、具体的な内容とすれば、団体、事業所、あるいは町民に対する具体的な役割が明示されているということで、具体的な数値的な、例えば、サービスの内容であるとか、量であるとかというものは、それぞれの計画書ですね、先ほど言いましたように、障害者計画であるとか、介護計画であるとか、そういうものに示されているということであります。

ただし、この施策の展開で、まず、一番に上がっている、この地域福祉を支える担い手づくりですね、これについては、各計画横断的にするものではなく、地域福祉を支える担い手づくりということで、第 4 章の 1 番に上がっています。

で、31 ページですけども、現状と課題ということで、特に、課題のところですね、担い手づくりですね。地域福祉の担い手づくりを推進してことが重要であると。要は、担い手をいの一歩につくならなければいけないということで、施策の体験が一番上に上がっています。

で、課長、この計画書を、私、相当読み込んだんですけども、じゃあ、どうやって、担い手をつくるのか。この計画書の中に、どういうふうを示してあるのか。ごめんなさい。小さいことですけども、その 1 点だけ教えていただけますか。

[健康福祉課長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） この計画につきましては、ご存じ、見ていただいているとおりでありますが、まず、骨子、当然、福祉法に定めてあります、この計画に盛り込まなければいけない内容等もございます。そのへん踏まえまして、アンケート調査を行いまして、その中で、このまず一番担い手づくり、地域福祉を支える担い手づくりという第 1 項目、その中で、実際どうしていくのかということなんです、現状と課題、これを先ほどの地域づくりのところでも出ておったような内容と重複するようなこともあります、やはり地域でのリーダーシップを発揮できる人がいないというようなアンケート結果も出ております。

その中で、地域福祉の意識の向上という、この施策の一番目に盛り込みまして、この担い手づくりということで、掲げておる 1 番から施策 2、情報提供の充実、3 番目の地域福

社の担い手と相互連携という、この3施策に基づきまして、それぞれ1番から7番までの「町のとりくみ」という形でやっていくように、計画しております。

[石堂君 挙手]

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6番（石堂 基君） 私が、小さいことですが1つだけと言ったのは、担い手づくりを推進していくことが重要だというふうに課題で書いていて、ペロッとめくって、次のページ、次のページ見ても具体的にこうやって担い手をつくっていくというふうなことが出ていないので、聞いたんですけども、やっぱり私の読み落としはなかったようです。

で、決して、そのことがだめというんじゃないし、この計画書自身のつくりを、私、再確認したんです。

先ほど、課長が答弁していただいたように、この計画書、施策の体系の4項目、先ほどの“協生”の輪の後の4項目で、地域福祉を支える担い手づくり、第1の1番ですね。その担い手づくりの一番最初に、いの一番に上がっているのが、地域福祉の意識向上なんです。まさに、このとおりだと、私、思います。

さらに言えば、先ほど、課長の答弁にあったように地域づくりと、ほぼ共有、共用できる内容でもあると思うんです。

まあ、そのことは後に置いておいて、地域福祉の意識の向上というのを、まず、住民の方に、どれだけ広げていくかという観点だと思うんですね。

で、その時に、ちょっと、答弁の中に出て来なかったんで、残念なんですけれども、実は、先般、2月の18日に、これは町長も出席当然されていますけれども、この計画書づくりの座長である兵庫大学小林准教授の講演会ですね、地域福祉に関する講演会、私、参加させていただきました。

で、非常に内容的に、ちょっとだけものたらないところがあるんですけども、やはりこの講演会に、南光の文化センターだったんですけども、本当にたくさんの方が、おいでいただいたのがよかったのかなというふうに思います。

でも、よくよく顔ぶれを見ると、やはり自治会関連であったり、協議会関連であったり、民生委員であったり、福祉委員であったり、協力員であったりというふうに、従来から、ある程度、こういうふうな福祉行政にかかわっていただいている方というのが、多かったかなというふうに思います。

で、さらに言えば、この講演会の開会の挨拶の中で、町長は覚えていらっしゃると思いますけれども、この計画については、各計画横断的に、で、住民一人一人が助け合い、そういうふうな住民の理解が重要である。

さらに言えば、この福祉計画が、今後の行政の大きな柱になるというふうに挨拶で言われました。まさに、私もそのとおりだと思いますが、あそこでやった。あの講演会と同様の講演会なりというものを、これはぜひ、地域におろしてほしいと思うんですよ。あそこでとめるのではなく。

それを、することによって、地域の皆さんに、この地域福祉という言葉、それから、これから、どうやって地域で暮らし続けていくために、みんなが協助、協力に助けるですね…をやっていかなければいけないのか。この概要版自身は、つくられているということで、私、内容を、まだ、確認していないので言えないんですけども、くどいように、この中に書いてあることを、一人でも多くの住民の皆さんに伝えていただければ、地域福祉のイメージが、それと、地域の住民が、これから、どういうことを、自分らでできるこ

とを探してやっていくというのが、課題がみつきりそうな気がするんです。

で、できれば、その概要版を安に関係者に配布とか、各戸に配布とかじゃなしに、できるならば、協議会単位で、同様の講演会なり、また、内容は少し変わってもいいと思うんですけども、やはり地域福祉というものを、皆さんに感じ取ってもらえるような、その内容が、この計画書、具体性がないので、なかなか読みづらいんですけども、そういう機会というのは、これつくれないですかね。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 今のところ、ちょっとあれですが、具体的に、その地域、当然そういう地域に出っていくことは、当然、必要だと思いますが、この平成 30 年度においては、計画はしておりません。概要版につきましては、4月の広報紙と一緒に各戸配布をさせていただいて、また、関係、今回、アンケートをいただいた団体等にはお配りするつもりではありますが、基本は、各戸配布で町民の皆さんに見ていただくというようにしております。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6 番（石堂 基君） これ先般の小林准教授の講演会の資料ですね。

資料の内容で、何か、いろんな身近な話題を小林准教授、話されていたので、飛んでいる項目もあるんですけども、一番最後のところです。これ、課長、当然、目にされていますよね。

佐用町地域福祉計画の生かし方。この計画は、住民と行政が共に汗かきながら、誰もが佐用で自分らしく暮らしていくまちづくりのための方向性を示すもので、計画をきっかけに、よりよいまちづくりにするために、何を、誰がしていけばいいかを考えましょう。そして、行動し、修正すべきところは、住民の皆さんが声を出していきましょう。

今のままでは、僕は、考えてもくれないし、声も出てこないと思います。もっと、地域福祉を皆さんに知っていただく、そういう機会は、本年度は予定がないと言われましたけれども、地域福祉計画書ができた本年度にそれをやらなくて、いつやるのかなというふうには、私、思います。町長、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） どうしても行政がつくる、こうした計画書というのは、でき上がって、皆さんに配布すれば、それで1つの役割が終わったと、1つの目的が終わったというようになってしまいがちなところが、そのことはよく、その危険性、認識をいたしております。

ただ、今、課長が申しましたように、その概要版、町民の皆さんに自治会長さんを通じたり、皆さんに各戸に配布しても、まず、それが浸透はしていかないだろうなど、残念な

がら、そういうふうには、私も感じます。

ただ、そういうことでは、やはり地域福祉ということが根づかないという、石堂議員のご指摘、その話は、十分に私も理解をするところであって、やはり、概要版等を機会あるごとに、機会あるというのは、1つは、やっぱり地域で考えていただく1つの大きな課題なんですから、やはりこれは、地域づくり協議会、今後、地域づくり協議会についても、いろいろと、いろんな活動をしていただいておりますけれど、やはり地域の課題として、1つの大きな柱だという位置づけは、協議会の中でしていただいて、そういう中で、この概要版をもとに、そうした考え方、今後の地域福祉の進め方ということ、皆さんにお話をしていくという、こういう取り組みは、まず1つは必要かと思えます。

また、いろいろな、これから総会シーズンもあります。特に、高齢者の方じゃなくて、本当は、もっと若い方、そうした年齢の方に、こういう問題を考えていただきたいんですけども、1つは、それでも、例えば、高年大学の講演会とか、そういうものを年間通してもやっていますし、年度当初には、そういう課題、いろんな1つの課題を決めて、また、お話をする機会もつくってあります。そういう時に、この概要版を持って、お話をする機会をつくるとか、また、学校とか、そういうところでも、これは1つの教育の一環だと思うんですね。これ。だから、学校のPTAとか、そういう時の総会等あれば、そういう時の課題として、取り上げていただくというようなことも、やはりそれぞれがやっぱり、しっかりと考えて重要なことなんだという考えを持って取り組むということ、このことが大事だというふうに思います。

地域づくり協議会ごとに、先ほど、誰か、講演会の講師を呼んで講演をしますよというようなことまで、なかなかすぐに今年、計画するということはできないかもしれませんが、地域づくり協議会なりにしても、まず、新年度になれば、そうした各総会とか、いろんな会議もされますので、そういうところに、ぜひ、こちらからも、担当者としても、きちっと要請をして、地域づくり協議会を担当している職員も、こういう福祉を進める上で、大きな、地域づくり協議会の課題として取り組んでいただくように、やっぱり一緒に庁舎内でも職員同士が連携もするというようなこと、これは、必要だというふうに思います。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、石堂議員。

6番（石堂 基君） 取り組み方は、例えば、協議会単位であるとか、集落単位であるとか、グループ単位であるとか、団体であるとかというふうに、これ、いろいろ対象があるうかと思えます。別に一度やったからといって、二度行くことをやめることもなく、いろんな方法というのを、ぜひ考えていただきたいなと思えます。

地域包括と結びつけるのであれば、ランチは無理だろうけども、個々のセンターから出向いて行って、協議会で協力員であるとか、福祉委員であるとか、民生委員であるとか、協議会の役員であるとか等、地域福祉についてのワークショップをやるというふうなことも、僕は、そろそろ協議会が取り組まなければいけない課題かなというふうに思います。

言われたように、地域福祉が、これからの地域の解決課題だというふうな、まさにそのとおりだと思います。

くしくも今年、作野先生を招いて、この12年間の地域づくり協議会の歩みを振り返るということになっています。

で、結びつけるんじゃないんですけども、作野先生は、もう既に、島根県で、その山村

へき地、西南部ですね、広島県北との境界、あのあたりの結局、小集落、限界集落というのを、もう15年、多分、僕はしているだけで15年だと思っただけですけども、さらに古いと思っただけですね。いろんな学術データを集計され、地元に入って活動を展開している。10年前ぐらいには、多分、中央の審議会のメンバーでもいらっしゃいました。それは、地域づくりだけではなく、本当に集落をいかにして、持続させていくかということが、あの先生の僕、テーマだというふうに取り扱っているんです。

で、全然、地域福祉は関係ないことではなく、逆に言えば、地域づくりに一番、もしかしたら重要で、これからの第1の解決課題かなというふうな思いもあります。

そうしたところも合わせて、そんな協議会の、これからの活動展開に、地域福祉というテーマが大きく加わることを期待して、私の一般質問を終わります。

議長（岡本安夫君） 石堂 基君の発言は終わりました。

これで通告による一般質問は終了しました。

これにて本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めますので、これにて本日の日程は終了します。

ここでお諮りします。議事の都合により、明日3月16日から22日まで、本会議を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

次の本会議は、3月23日、金曜日、午前9時半より再開しますので、ご承知おきください。よろしくお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後04時16分 散会
